

令和7年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月11日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員

1番	田中 遼	2番	山本 剛
3番	木下 伸一	4番	津村 俊二
5番	益川 教智	6番	岩井智恵子
7番	山岡 卓治	8番	橋 完司
9番	永島 知香	10番	遠藤総一郎
11番	石川 恵美	12番	工藤 義明
13番	野並 享子	14番	田中 陽介
15番	東郷 克己	16番	奥山文市郎
17番	稲垣 誠亮	18番	荒川 泰宏

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
政策調整部長	井狩 昭彦	政策調整部政策監	小池 秀明
総務部長	川尻 康治	市民部長	西村 拓巳
健康福祉部長	井出 徹哉	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	北田 一栄
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	布施 篤志
環境経済部長	中塚 誠治	教育部長	田中 明美
政策調整部次長	松井 健作	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	辻 昭典	事務局次長	行俊 勉
書記	赤坂 悦男	書記	船橋 潤子

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(津村俊二) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットの掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(津村俊二) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第11番、石川恵美議員、第12番、工藤義明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(津村俊二) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次、発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第12号、第10番、遠藤総一郎議員。

○10番(遠藤総一郎議員) 皆様、改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。第10番、遠藤総一郎です。

さきの野洲市議会議員一般選挙におきまして、伝統あるこの野洲市議会において、政治の世界に身を置く者として、クリーンでぶれないこと、これを信条として、市民の負託に応えていきたいと考えております。そして、本日初めて一般質問をするに当たり、この一般質問の場は、市民の方々と執行部との信頼関係を築く重要な機会と捉えまして、政策提案型の質問となるよう心がけ、誠実な姿勢で丁寧な議論を展開してまいりたいと考えてお

ります。つきましては、市長以下執行部の皆様方におかれましても、市民福祉の向上のため、課題を直視し、誠意ある答弁を求めるものであります。

今日は、中里・兵主学区における地域振興策について質問をしております。

去る11月1日、コミセンひょうずにおきまして、中里・兵主学区の行政懇談会が開催されました。私の議員としての任期が始まった初日であり、傍聴いたしました。毎年、学区ごとに行政懇談会が開催され、地域の課題や要望事項について話し合う重要な会議であると認識をいたしておりますが、当日の傍聴者は私だけでございました。

また、今年度から中里・兵主学区の行政懇談会は、その内容や進め方を変更されました。今年度は、中里・兵主のまちづくりをどのように発展させようとしているのか、また、この中里学区や兵主学区のまちづくりをどのように進めようとしているのかと、こういった観点から、まさに行政の根幹をなす考え方について意見交換がなされました。膝を突き合わせて、これからのまちづくりについて話し合う狙いであったかと考えます。

当然、櫻本市長もご出席いただいております。出席されていて、懇談の内容や意見交換を実際にされまして、自治会長様からのご意見を直接受けられて、どのような感想をお持ちになられたのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、遠藤議員からの中里・兵主学区における地域振興策について、まず1つ目のご質問、中里・兵主学区の行政懇談会の感想についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

この行政懇談会の感想についてでございますが、私の市政運営の方針としております傾聴と対話、この重要な場として、市政の決定事項を説明する場ではなく、今後の市政の参考として広くご意見をいただき、様々な課題に対する私自身の思いをお伝えし、活発な議論ができたのではないかと感じております。

それから、私の率直な感想といたしましては、この中里・兵主学区に限らずであります。それぞれの地域ごとに夢のある明るい話題を示してほしいという思いがあると感じました。そういった話題で、中里・兵主学区の行政懇談会も最後は締めくくられたというような印象を持っております。それぞれの地域自体が持つ強みを生かしまして、まちづくりについて今後も議論できたら、より前向きな議論が可能になるのではないかとということが

私の感想であります。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） それでは、自治会長からの願いにも似た切実なご意見がいかに市長の胸に刺さったのか、以下の質問で検証してまいりたいと考えております。

個別の質問ということで、質問を進めてまいります。

質問番号2番でございます。農業振興地域整備計画の見直しについてです。

農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更につきましては、いわゆる農地の青地と白地の変更の要件の1つとして、農業振興地域整備計画に関する法律、以下、「法」と言います。法第10条第3項に関する変更で、設定基準を満たさなくなった場合、市全域での見直しが必要であると考えます。現状はどのような頻度で、どのような基準で見直しがなされ、直近の見直しはいつになるのか、また影響緩和措置制度、この制度について、その制度の概要と本市への影響見込みについて明らかにされたい。質問いたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、遠藤議員の2点目の質問にお答えをさせていただきます。

農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項に基づき行うものであり、農用地利用計画の変更については、農用地区域である、いわゆる青地の編入と除外とがあります。編入につきましては、10ヘクタール以上の集团的農用地、それから土地改良事業の対象地、土地改良施設用地及び農業用施設に該当する農地であり、これらの土地は農用地区域となっているところでございます。また、除外については、これらに該当しない土地であり、基礎調査結果等を基に、農用地として含める必要があるのか、なくなったのか、慎重に判断しているところでございます。この現在の計画は令和3年5月28日に市内全域での見直しを行っておりまして、同法の基準に基づきながら、次回の直近の見直しについては、令和10年度のほうを予定しているところでございます。

また、影響緩和措置の制度の概要についてご説明申し上げます。滋賀県のほうでは、市町が農用地の除外をしようとする際には協議を受け、滋賀県の面積目標に影響を与えるおそれがあると判断される場合は、当該市町に対しまして、影響を緩和するための措置が求められるところでございます。これは農用地区域からの除外を要請された方へ、新たに農用地区域編入できる土地を求めることとなります。

なお、影響緩和措置につきましては、前年の状況により滋賀県が公表されることとなっておりまして、措置が必要と公表された場合は農用地の除外が事実上できないといった影響が想定されるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 再質問をいたします。

直近の見直しは令和3年5月28日と、令和10年度に今度の見直しは予定されているということですが、おおむね何年ごとにとかいう基準があるのかどうか、または必要に応じて見直しをされているのか、その頻度を確認させていただきます。

それともう一点、影響緩和措置制度、本市への影響ということで、本市に与えられている目標の農地面積等があれば、明らかにしていただきたい。

そして、私が言いました市全域の見直し、それから第3項、4項以降、各ご家庭のご事情で見直し等々があると思うんですけども、そういったものを全て含めて、この環境緩和措置制度にカウントされるのかとか、青地から白地に落とした場合、カウントされるのかとか、その辺、再質問をさせていただきます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） それでは、遠藤議員の再質問のほうにお答えさせていただきます。

見直しのほうはおおむね10年程度ということで考えてございます。

また、滋賀県さんの目標面積については、野洲市への達成目標というんですか、そういうのは今のところ示してはおられないところですが、いわゆる先ほど影響緩和措置のほうは、個人的な個別除外、いわゆる個別除外についても、これは達成面積の目標の数値には入っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 頻度は約10年に1度と。計画の見直し、それから県からは達成目標、影響緩和措置の数値は示されていないということで理解をいたしました。

次の質問に進みます。

皆様も既にお感じいただいていると思いますが、農村を守らないことには継続した農業は見込めず、このままですと将来的には各種の補助事業は各自治会レベルではできなくな

ることは容易に想像がつきます。つきましては、各家の軒下まで圃場整備がされている現状下におきまして、農村を守るためにも法第10条第3項に関する市全域での農用地利用計画の変更の進める手順においては、農用地に含むかどうか、集落から意見を聴取する、このひと手間を加えまして、今後における地域のありよう、集落のありようについて各集落で考えていただき、市も参考にしていく、支障がなければ計画に反映していくと、こういった手順を加えてはいかがかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） どちらかという、法律の立てつけと、それから考え方になりますので、私のほうから3点目のご質問のほうにお答えさせていただきます。

農用地の除外につきまして、個々の申請、先ほど申し上げました、いわゆる個別除外としてその可否を判断した上で国や県の同意を得ることとなっております。これは個別除外のほうですね。それから、一方で農村の集落周辺におけるまとまった土地利用の変更、大きな区域の変更については、農用地区域の見直しについては、現在の実情、今現在の現況、それから及び農業振興地域の整備に関する法律の趣旨から考えますと、制度上は実現が困難であると、このように考えてございます。そのために、当該質問に関しましての集落から意見を聴取する機会を設けるについても非常に難しいと、このように考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 大変厳しいというご回答でございますが、どうなんでしょう。市の計画を市がつくるというこの素案の段階で、各集落に意見を聴取するといったところまで、できない規定というんですか、そこまでのマニュアルというんですか、上位団体からの縛りというのがあるんですかね。素案の段階でなぜできないのか。そこまでの縛りがあるのか。そのひと手間までできないというようなことは市の姿勢いかんだと考えているんですが。再度、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 遠藤議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

農用地利用計画の変更につきましては、変更の要件として、4つのパターンが示されているところです。法第10条第3項に関する変更として、まず1つ目が農用地区域として設定基準を満たすことによる編入、これは編入のほうですね、いわゆる青地と整備され

て、これは農用地区域に入れますよという編入。これとは逆に満たさなくなったことによる除外のほう、これはいろいろなパターンが考えられるんですけども、例えば農地の団地規模が縮小した場合であったりとか、それから現在耕作されていた土地がかなり荒れ果てて、山林原野となってしまって、農地法上、非農地と判断されたものであるとか、そういう場合、これが法第10条第3項に関する変更になります。

続きまして、法第10条第4項該当による除外というのは、農用地等にすることが適当な土地に含まれない土地とされたことによる農用地区域からの除外、これについては、例えば道路であったり、河川であったり、それから例えば電気の鉄塔であったり、比較的どちらかというところ公共事業的なものについてが除外されるというところ。

3点目は、法第13条第2項の、いわゆる6要件というやつですね。6要件による除外ということで、これが主に個別除外に該当されるところでございます。

もう一つが、軽微変更ということで、これは施行令第10条になるんですけども、主に農業施設、これは例えば農業用倉庫であるとか、そういうものについて除外するというような4つのパターンが示されているところですので、なかなか現状で難しいというのが、例えば今の集落周辺のところ、そういうようなところがなかなか考えにくい、まとめてなかなかこういうような形で変更するのは考えにくいということで難しいと、こういうことでお答えさせていただいたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 農用地利用計画の変更については、4つの変更のパターンというんですか、根拠として承知をいたしております。なかなか厳しい規制があるということでございます。

そこで、再質問、市長にお伺いしたいと思います。これらの変更の要件、規制が野洲市のためにならないということで、既存集落なり、このままではもうじり貧という言葉が適切かどうか分からないんですけども、発展の余地がないというようなことが考えられます。ついでには、行政のトップとして、こういった規制が野洲市のためにならない、理不尽であるということが分かれば、機会を捉えて、この地域の声を所管行政庁に声を上げていく、このことが大事だと思うんですけども、私も一緒に動きたいと思いますが、市長、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、遠藤議員の再質問についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、基本的に押さえないければならないのがこの法の趣旨でありまして、あくまで優良な農地を守るというような法律でありますので、そこを、やはり我々としましては、きちっと押さえた上で判断をしていかなければならないというふうに思っております。その上で、そこを押さえた上ででもその法の趣旨を上回るような公益的な必要性、これがあれば、言っていけるというふうに思っております。そこをどう合理的なまとめ方をして言っていくのか、ここは必要だと思っておりますので、その辺はしっかりと整理がつけば、そういったことを対外的にも言っていけると思うんですけども、なかなか漠然とした地域活性化のためというだけでは、それを踏まえた上でのこの法律ではありますので、難しいと思います。少し、もうちょっと中身を整理し、詰めてからになるのかなというふうに思っておりますが、遠藤議員のおっしゃるようなその思いというものは、私としては感じてはおるところであります。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 農用地利用計画の変更、特に個別事案申請に基づく変更については6要件というようなことで、その中では8年経過してない、8年未経、工事完了公告から8年が経過していないというようなことで、ダムで工事がなされますと、その受益地はそのダムの工事の完了公告から8年なので、その8年の間にまた工事がされると。また、その当該工事の完了公告から8年というようなことで、そのダムの場所と末端のまちの受益地、田んぼと、まちの様子が変わってくるんですね、広域でかんがい用水をされていますけども。そうすると、どうしても理不尽が起きてくるんですね。その辺、やはり実情を訴えていく必要があると考えておりますので、私も市長の今の答弁、その熟度が必要であると。ただ単に活性化のためだけではということでございますので、そこは一定整理して、その熟度を高めた後に、やっぱりこの地域はというところが、ここはこうやって、中里・兵主を発展させていくんやと、こういうことができましたならば、一緒に動いていきたいと思っておりますので、その節は上部団体、これやなかったら駄目なんだという思いで声を届けていきたいと考えております。再度、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） これは、やはり法の趣旨にある意味逆行する提案を、例えば国であったり県にしていくわけでありまして、相当きちとした理屈、状況、そして地域のニー

ズ、合意、こういったものが必要だと思っておりますけれども、そういったものを全て満たすことができるのであるならばということになるかと思っております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 無難なご答弁、非の打ちどころのない答弁ということで理解をいたしました。その節は一緒に動きたいと思います。なせば成るという広報の見出しが毎月載っておりますので、掛け声だけにならないようお願いをいたしたいと思います。

次の質問に行きます。

地区計画制度についてでございます。

前問の青地農地の見直しとも関連するわけでございますが、既存集落の活性化の1つとして、市街化調整区域での既存集落型の地区計画制度がございます。企業誘致、つまりは働く場の創出、それと地区計画制度による既存集落の活性化、前の質問のとおり、農村を守る必要がございます。つきましては、働く場と住む場所が近くにある職住近接のまちづくり、これが中里・兵主学区に必要な都市計画、まちづくりの基本理念であると考えます。規律ある、秩序ある都市計画にあらがうことなく、制度にのっとった地区計画制度の推進については、推し進めていくべきであると考えております。見解をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 遠藤議員の地区計画制度についてご答弁をさせていただきます。

都市計画法におけます市街化調整区域の地区計画制度の中で、既存集落型の地区計画がございますが、こちらの既存集落型の地区計画につきましては、エリアに農地を含む場合については農振農用地、いわゆる青地農地以外、青地農地を含まないことが前提となっております。この既存集落型の地区計画につきましては、集落のコミュニティの維持、改善を目的とし、戸建て専用住宅を主体とした住居系用途の土地利用を許容するものとして設けられた1類型でございます。この類型の地区計画は、既存集落と一体となつてつくり上げていくことが必要でございます。そのために地権者、地元自治会、住民の皆様の一丸の協力のもと、具体的な提案をいただきましたら、行政も一体となつて進めていきたい所存でございます。

また、働く場の創出につきましては、本市の都市計画マスタープランにおいて、産業系拡大市街化圏域を設定しておりますので、新たな立地を誘導する範囲を示しておるものがございます。この構想図を基本に本市固有の豊かな自然環境との調和を図りながら、地権

者意向や地域住民の需要が充足できる事業提案を受けましたら、事業実現の熟度、さらには確実性を勘案した上で検討してまいりたいとふうに考えておる所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） ただいまは、制度にのっとった地区計画の推進については力強い答弁をいただきました。当然、地権者、地元、民間企業と一体となって、既存集落の活性化に向けて一体となると、これも必須条件でございます。私も同じ考えでございますので、今後議員活動の中で進めていきたいと考えております。

次の質問に移ります。

次はさざなみホールのリノベーション検討事業についてでございます。

本事業はご承知のように、令和7年3月14日付で解体工事の設計委託業務を解除され、市は建築物の保存の方針を打ち出し、少額予算にもかかわらず、本年度は主要事業に位置づけられています。まず、本事業は一体どのようなスケジュールで進めておられるのか、質問いたします。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） 皆さん、おはようございます。

では、遠藤議員、5点目のさざなみホールリノベーション事業のスケジュールについてお答えさせていただきます。

さざなみホールの検討スケジュールでございますが、今年度につきましては、活用方法について、市民の皆様からの意見聴取や民間事業者等からの情報収集を行っているところでございます。その一環としまして、8月にはワークショップ形式での懇談会開催も行っております。また、改修後の施設運用におきまして、市の負担が少なくなる方法を考えたとき、手法の1つとして、民間事業者による施設運営が可能か、デベロッパーや企業などとも協議を行っております。他にも改修方法につきましては、最小限の費用での改修方法を検討するに当たりまして、当該建築物の設計をされた設計事務所や複数の学識経験者にも相談を行っているところでございます。

本題の次年度以降につきましては、まず来年度に外装改修に向けた調査を行うとともに、活用方法についても引き続き検討を行う予定でございます。それらの検討結果を踏まえまして、現時点では、令和9年度以降に改修設計及び改修工事を行いたいと考えておりますが、改修設計を行う場合にどういった活用するのかによりまして、その設計内容が

変わる可能性がございますので、活用内容検討の進捗と整合を取りながら、適切な時期に行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 令和9年度以降改修設計業務ということでございます。来年度は外装改修の予算なり、市民の皆様からのご意見を共に集約していくということでございます。ただ、あの建物は大変変わった建物で特異性がございます。回廊式になっておりまして、ホールという特殊な形状でもございます。なかなかリノベーションということで付加価値をつけて再利用というのは、なかなか困難やなという思いをいたしております。もう少しスピード感を持ってできるのではないかと考えておりますが、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 小池政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（小池秀明） スピード感を持って取り組むことにつきましては、市長からも指示をいただいておりますし、我々担当としましても進めたいとは考えておりますが、まだどうしても不確定な要素も多くございまして、順を追って進めているところでございます。ただ遠藤議員おっしゃいますように、来年度には、より具体的なスケジュールを示せるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 具体的なスケジュールについて示していただくということで、それを見てから、またスケジュールについては判断していきたいと思っております。

次の質問に参ります。

同じくさざなみホールのリノベーションについて。

去る令和7年8月24日にコミセンなかさにて市民懇談会が開催され、活用方法についての意見を募られ、結果としてさざなみホールに欲しいもの、あったらいいなと思う様々なアイデアを分類分けし、公表されています。また、「特定の用途でなく、様々なことに活用でき、幅広い年代が楽しめるような魅力ある建物になればと考えています」ということで市長コメントも掲載されております。

一方、市長は当日、地域課題を解決するためのリノベーションというようなお話をされてきたように記憶をいたしております。また機会を捉えて、地域課題の解決のための利活用と、こういった趣旨のお話もされてきたように記憶をいたしております。市民の皆様の意見を聞くことは大切なことでございます。評価はできますが、事、さざなみホールの

リノベーションを検討するに当たり、ご挨拶にあった地域課題の解決と結びつけばいいのですが、そこで問います。さざなみホールがございます。あの中里学区、地域の課題、行政課題は一体何であるとお考えですか。また、これからどのように出されました市民のアイデアを絞り込み、地域課題の解決、これに結びつけようとされているのかお考えを、見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、6点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

私の発言についてのご質問だったと思いますけども、改めて確認をさせていただいたんですが、8月の市民懇談会では、さざなみホールにつきまして、中里学区の地域課題を解決するためにリノベーションをするというような趣旨は、やはり発言しておりませんでした。一方で、この中里学区のみならず、様々な地域の課題として子育て世代が利用できる施設のニーズが高まっているということであったり、地域コミュニティの希薄化などの課題であるというふうに考えておるところであります。

さざなみホールをリノベーションすることによりまして、中里学区のみならず、野洲市全体の市民のために活用できるような施設にしていきたいと思いますというふうに考えております。その活用方法の検討に当たりましては、市民の皆様からのご意見も踏まえた上で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 意見交換会の場で市長のご挨拶の中に、地域課題を解決するためのリノベーションということで発言がなかったということでございます。私も参加しておったんですけども、そのように記憶をしておりました。再度、調べていただいたということで、市長公約ということでございますので、これからスタートされるということでございます。たとえその日のご挨拶になくとも、文化ホールとしての機能は既に終わっておりますので、付加価値を高め、建物を再利用するというのであれば、当該地域の行政課題、地域課題を解決する、理解する、これは行政として当然のことです。市長の考え方といたしましては、中里学区における、まあ、限らなくてもいいんです、あの一帯についての地域課題、行政課題は何であるとお考えなのか、再質問させていただきます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えさせていただきます。

例えば、行政懇談会等では非常に多くの課題、要望を上げていただいておりますけども、

中でも私の特に印象的といいますか、最も大きな課題として捉えているものということで、これは全てではありませんけれども、答えさせていただきたいと思いますが、やはり何といても人口減少ではないかというふうに考えております。それから、やはりこの地域のにぎわい、これに対するご意見、不安、こういったものを特にあの地域の方はお感じになっているのではないかなということを感じております。それから、もう一点申し上げますと、やはりこの高齢者の方の日々の生活をどう守っていくのか、移動手段も含めてですが、こういったご不安の声が大きいのではないかなと、特に私はここを印象的に思っております、この3つが主な課題になるのではないかなというふうに認識をしております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 人口減少とにぎわいづくり、そして住民の不安、これを解消していくということで、当然、中里・兵主学区の高齢化率が高うございますので、そういった行政課題は共通認識かなという印象を持っております。

次の質問に行きます。

同じくさざなみホールのリノベーション検討事業で、違った観点から提案をいたしたいと考えます。当該地域では湖南幹線の4車線化、これの一日も早い全線開通が望まれております。まずはこのことが先決でございます。都市計画決定のとおり全線開通した折には、湖南幹線が市域の横軸となり、既にある主要幹線野洲中主線が縦軸の基軸として、その先線の国道8号や竜王インターを、北は湖岸道路や湖西道路をにらみまして、さざなみホールのリノベーションの検討事業に企業誘致をしてはどうかと提案をいたします。市街化区域の隣接でもあります。市街化区域の拡大も視野に入れて、私の今回の論点であります中里・兵主学区の地域振興策の起爆剤になり得ると考えております。また、先ほど言いました職住近接のまちづくりの具体策と考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは7点目、さざなみホールのリノベーションについてのご提案ということでございます。事業成果の向上につながる改善策や将来を見据えた前向きな提言として、政策提案型のご質問、ありがとうございます。さざなみホールのリノベーション検討といたしまして、企業誘致という既存の建物を残した上で民間に活用いただくとの議員のご提案につきまして、市としても改修後の建物の運用を民間にお任せすることの検討も選択肢の1つとして考えているところでございます。ただ、ご提案の視点となりますと、この老朽化した施設をリノベーションして、市民が活用するというこれま

での検討方針とは異なることとなります。その上で貴重なご意見の1つとして承りまして、今後の検討に生かさせていただきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 建物のリノベーションにこだわるがゆえに、優先させるがゆえに地域の課題の解決がおざなりになると、こういうことのないようお願いを、一定、そこは何が欲しい、カニが欲しい、あったらいいな、分かりますよ。でも、やっぱりそこには住民の日々の暮らしがあるんですね。こうしてほしい。農村を守りたい。皆、家を出ていく。一軒家の中にもう一軒建ててやろうと言うても出ていきよる。そういった現実があるんです。そうすると、やっぱり働く場と住む場、働く場は企業、そして住む場は既存集落の活性化。働く場と住む場が近い、これをやらないと既存集落は右肩下がりということで、じり貧になっていくんじゃないかなと大変危惧をいたしております。私はこういった持論を持っておりますので、そういったまちづくりが必要であると。

この職住近接のまちづくりというのは私の造語ではないんです。本当は立地適正化計画の中にうたわれているんです。ご承知のように、市の都市的なコンパクト・アンド・ネットワークということで、そこにうたわれているんです。でも、その職住近接のまちづくりというのは、中里・兵主学区にこそ必要やなと私はずっと考えておりました。そういった思いから、今回提案をさせていただいております、先に言いましたリノベーションにこだわるがゆえに地域課題がおざなりとなることのないよう、申し伝えておきたいと思っております。

次の質問に移ります。

次の質問は、B & G海洋センタープールの跡地利用についてでございます。

野洲市スポーツ推進審議会において慎重な議論の末、審議の結果、今後、跡地をどのように使うかは引き続きの課題として、一旦グラウンドとして整備することは了承すると審議結果を受けまして、市はB & G海洋センタープールは解体し、その跡地は多目的グラウンドとして整備、活用するとの方針を打ち出されました。

その理由として、プールを用途変更することは整備費用が高額で、維持管理経費もかかる点は大きなマイナス材料である。除却後に多目的グラウンドとして整備することは、現有施設との相互利用や建物を持たないことによる様々な活用や維持管理経費を抑制することができる。こういった理由から本事業を進められています。このような理由から、有料施設としての多目的グラウンドの整備は、真に体育振興策としては甚だ脆弱で、体育振興策とはならないのではないかと感じております。

つきましては、中主B&G海洋センタープールの解体工事につきましては、危険施設でございますので、計画どおり進めることとし、市のスポーツ推進審議会からの審議結果のとおり、課題として残っております本格的な跡地利用について早急に検討を開始していただきまして、来年度予定されている跡地利用についての多目的グラウンドの整備等につきましては、一旦立ち止まって、一括しての工事発注を取りやめ、例えば地元学区の体育振興会の方々からもアイデアを募り、意見聴取し、車座になって協議した上で、再度、市のスポーツ審議会に議論いただいて、真に中里・兵主学区の体育の振興策に資する整備を検討いただけたらどうかと考えております。市長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは8点目、B&G海洋センタープール跡地の活用についてのご質問であります。市スポーツ推進審議会で示されました、今後跡地をどのように使うかは引き続きの課題として、一旦グラウンドとして整備することは了承との結論を受けまして、今回議員からご提案いただいているものと受け止めております。

この審議会での議論につきまして補足させていただきますと、審議会の委員の皆様からは、この中里・兵主だけでなく、市内全体のスポーツ施設の整備の状況でありましたり、また市の財政状況等を鑑みたとこれまで必要が認められた市民グラウンドの補完、综合利用等としての多目的グラウンドの整備についてご理解を得たものと認識をしております。

ただ、長期的な視点から、今後の市民スポーツへの関心や需要、社会情勢の変化等に対しまして、あくまで新たに活用の必要が生じた場合に柔軟に対応できるよう、引き続きの課題として留意するようにご指摘をいただいたものと理解をしております。

このことから、議員のご提案のように現時点では、改めて跡地利用を検討することは考えてはございません。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 現在のところは、再検討は考えていないということでございます。要は、私が申し上げたかったのは仕事の進め方なんです。行政懇談会の質問に戻りますけども、危険施設を解体する、これはよろしいんですけども、それと同時に、例えばスタッフとなっていていただきます体振の方とか、そういった方に、いや、箱物はできないけれども、狭いけれども、何かニュースポーツも含めて考えていただけないかというようなことで、よく言われますまちづくりは人づくりなんです。そういった方、市民の方の心に火をつける、そういったことと併せて解体しますけども、これで1回検討していただき

いと、そして検討したものが実現されて、そうして市民との絆、信頼、中里・兵主学区の懇談会に出られて、最後、自治会長さんはどう言われましたか。マスコミで使われている言葉を言われましたね。失われた20年、これ言われましたね。私はびっくりしました。自治会長さんはこんなことを思っただけなんじゃないかな。ほっとかれている感があるんですよ。ですから、そこはきっちりと、まちづくりは人づくりからです。そして、車座になって協議してもらって、そして実現してもらって、ああ、小さいけどもきらりと光る私たちのものができたんですよ。また、頑張っていこうと、まちづくりに参画していこうと、市政に協力して私たちの力でまちをよくしていこうと、そういう人をつくらなあかんのですよ。その積み重ねなんですよ。こういったことが、今求められている仕事の進め方なんです。現在のところは検討していないということですが、私はそういった持論を持っております。そういった市民の輪を広げる、こういうことが大事かと思えます。再度、市長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 今、いろいろなご意見をいただきましたけども、何かあたかも私が市民の声を全然聞かずに進めようとしているように聞こえます。失われた20年とおっしゃいますが、私は20年、そこに市政に関わっているわけではありませんので、それを私にぶつけられてもどうなのかなというふうに思います。そういった面も含めまして、私は就任前、就任後を通じて対話、そして傾聴と対話によって市政を進めていこうということで、まさに実践をしているところであります。

さざなみホールのリノベーションにつきましても、あくまで中里・兵主の方々の声も聞きながら、私はこれが必要だというふうな形で政策を選択させていただいたものでありまして、これも民意を受けてのものだと思っております。

また一方、このさざなみホールのリノベーションの市民懇談会に遠藤議員も来られていましたよね。そこでどういう意見があったのか、企業誘致というものの意見があったのか。それは1つの意見として、遠藤議員は思われたかもしれませんが、大半の方がそれぞれの市民が直接使うような提案がほぼ多かったと思っております。そういった声をまさに拾っていくことが重要だと思っております。

私はそういう形で、今回このB&Gにつきましても、確かにゼロベースで市民から声を聞いていなかったかもしれませんが、市政の進め方の基本的な部分としましては、今、遠藤議員がおっしゃるような市民の声を聞きながら、駅前もそうです。さざなみもそうです。そして、MIZBEステーションもそうであります。市民の声を聞いて進めておりま

すので、何ら変えることなく、ぶれることなく、今のまましっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 遠藤議員。

○10番（遠藤総一郎議員） 1つは行政の継続性ということで、今、市政を担っていただいておりますので、そこはその前任、前々任とか、ずっとそれを受けての今の櫻本市政です。そこは継承した上で判断をしていただきたいと思います。そういう声がありますので、私の任期じゃありませんと、それでは、もう行政のトップとしては、姿勢としてはいかがなものかと大いに首をかしげます。

いくつか申し上げましたけれども、行政懇談会の自治会長さんからの思い、願いにも似たご意見が市長にいかばかりか心に刺さったかということをはっきりと明らかにするつもりでしたが、大変ふがいない答弁でございました。これから議員活動としてしっかりと地域振興に尽力していきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（津村俊二） 次に、通告第13号、第2番、山本剛議員。

○2番（山本 剛議員） 第2番、山本剛であります。改めまして、皆さん、おはようございます。

久しぶりの一般質問でございます。何か浦島太郎のような感じですがけれども、よろしくお願いたします。

今回は2件、一般質問をさせていただきます。

それでは1件目です。

子どもの居場所の確保を。人権センターホールの有効活用を求める。

現在、格差社会は進行し、野洲市においても同様であります。そして、それが子どもたちにも影響が出ております。子どもの貧困が問題にされて久しくなっております。子ども食堂が各地で開催され、野洲市においても取り組みがされております。私も人権センターを活用して、子ども食堂の取り組みにも携わっております。私はどの子も居場所が保障されるべきだとは考えております。その居場所の1つとして児童館が挙げられます。

児童館とは、遊びを通して子どもの健全な成長を促し、情操を豊かにする目的でつくられた児童福祉施設です。地域の子ども（18歳未満）なら誰でも自由に利用でき、遊び場提供の他、子育て家庭の支援、地域の子育て環境づくりにも貢献する拠点でございます。

このような大切な施設であります。残念ながら現在、野洲市には児童館がありません。

以前はありましたが、2015年度末をもって、野洲児童館、中主児童館は廃止され、子どもの居場所が減った状態が続いております。

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、野洲市では同和対策事業の中に位置づけられた児童館事業として施策の推進がなされてきました。2015年度に第2次同和対策基本計画が終了し、野洲地域総合センターが廃止され、同時に野洲児童館も廃止されました。ちなみに県内12市で児童館がないのは野洲市だけであり、非常に残念に感じているところであります。

現在、野洲児童館であった施設は、人権センターのホールとして所管をされ、貸館業務を行っております。ところが、現在、子どもだけでは利用できない状態です。利用するには大人の付添いが必要となり、非常に使いにくいものとなっております。今は保護者がボランティア的に見守りをして、若干の利用があるとは聞いていますが、これでは施設の有効活用とは考えられません。

数年前の一般質問でも述べましたが、人権センターを訪れた際、次のようなやり取りを見たことが忘れられません。放課後の時間帯で雨の日でありました。中学生が2人、「児童館で遊ばせてください」と人権センターの職員に頼んでいました。職員は「誰か大人の人がついてきているか」と尋ね、この子たちが「いません」と答えると、「それでは遊ぶことはできない」と伝えました。子どもたちは「はい」と答え、残念そうにセンターを出ていきました。そして、「前ならすぐに遊べたのにな」とつぶやいていました。子どもたちは、児童館が廃止されたことなど、当然知りませんでした。人権センターを出た後、行くところもないのか、この子たちは、駐輪場でしばらく雑談をしていたようでありました。

子どもたちだけで遊ぶ場合、確かにけが等の心配もあります。しかし、放課後、中学生の子どもの遊びに付き添える保護者など、ほとんどいないのではないかというふうに思います。以前は、普段はもちろん、春休みや夏休み、冬休みには、幼児から高校生まで数多くの子どもたちが連日野洲児童館を利用していたのを私も見ておりました。これは児童厚生員、児童館の職員ですけれども、児童厚生員、現在の児童の遊びを指導する者が配置され、多くの子どもたちが利用できる条件が整っていたからであります。ちなみに2014年度、平成26年度は自由来館者だけでも7,361人もいました。これは利用者名簿に名前を書いた人数で、名前を書かないで遊んでいる子どもを含めると、さらに多い人数となります。特に小学校低学年の子なんかはほとんど書かないで遊んでいたというのを私も見ておりましたので、私の感覚で言いますと、ざっと1万人ぐらいは子どもたちが利用していたので

はないかなというふうに思っております。

過去に、会派要望で野洲児童館について、「閉館後、現在の利用者が困らないよう手だてを講じられたい」と上げました。当時の回答は「今後は人権センターの図書館施設となる予定」、「子どもの居場所づくりとしては、これまで学童保育所の施設整備やスポーツ少年団活動の支援、青少年団体等の活動、あるいは各施設で実施する事業等を通じて取り組んできたところであり、今後も引き続き取り組んでいきます」とのことでありました。

以前、代表質問でSDGsのことについて質問しましたが、子どもの居場所もSDGsと関係があります。それは、前述したように子どもの貧困の問題であり、家庭以外に子どもの居場所が必要だということでもあります。従来の公的施設である図書館や児童館、学童保育所、今、全国的に展開されている子ども食堂等も含め、子どもの居場所の選択肢は多いほどよく、特に公的機関の役割は重要と考えます。

人権センターホールについては、今まで利用していた人たちは子どもも大人も、また以前のように利用できることを願っておられます。

そこで、子どもの居場所について野洲市の考えを質問いたします。

まず1点目、子どもの居場所確保の必要性について市としてどう考えておられるのか、市長に質問いたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、山本剛議員の子どもの居場所の確保のご質問についてお答えいたします。

まず1つ目、子どもの居場所確保の必要性についての考えについてのご質問であります。

今年の2月にもご要望に来ていただきました際にもお伝えいたしておりますとおり、子どもの居場所については、機能として必要であると考えております。ただし、どのような居場所が求められているのか、またその場所についてもどこが最適なのか、引き続き検討が必要だと考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今、回答いただいたんですけど、どの場所が適切かというようなことなんですけれども、それでは、新たにそういった場所を確保するということをお考えなのか。私としては、今のそれこそこの一般質問の場でも何回も言われておりますように財政のことを考えますと、新たな場所を確保するというのはかなり難しいのではないかと、既存施設の有効利用を考えるほうが現実的ではないのかというふうに考えますけれども、

市長の見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでありまして、またなかなか公共施設を新たに造るとするのは難しいと思っておりますので、いずれにしましても、居場所を確保するということであるならば、まずは既存の施設の活用、これが軸になってくるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいた既存施設の活用は有効ということであれば、今の言い方の、雑になりますけれども、ちょっとほったらかしになっているような人権センターのホール、そこを何とか有効活用するような手だてを考えるとということが現実的ではないかと思えますけれども、再度見解を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再々質問にお答えいたします。

場所につきましては、そこも含めて検討させていただきたいと。確保するということになりましたときの場所につきましては、それも含めて考えていきたいと思えます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 既存施設の有効活用ということで、しっかりと考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目でございます。人権センターホールの有効活用について市の考えを伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

人権センターホールの有効活用ということの視点においてのご質問ということでお答えをさせていただきます。

まず、令和7年度11月現在の人権センターのホールの利用実績につきましては、現在、延べ人数で2,196人となっております。保護者や少年団、子ども会、またこども夢サロン、野洲第三保育園の運動会の練習、またふれあい教育相談センターや発達支援センター事業など、地域をはじめ、多くの市民、また各種事業に利用をさせていただいております。

人権センターにつきましては、平和啓発、また市民の人権擁護、人権意識高揚のための情報発信を図るための拠点となっている施設ですので、市民が日常的に集い交流し、学び

合う場を提供することで市民の人権意識の向上を図っているところでございます。

また、人権センターのホールにつきましては、200人を収容できるという、市内には類似した施設がなく、幅広い年代層も利用できる、ポテンシャルは高い施設であると考えておりますので、引き続きであります。人権施策、または男女共同参画を人権センターとして進めることが主になりますけれども、その事業の開催の合間等では、地域内外、また各種団体に広く利用していただくよう、引き続き周知をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 現在も一定の人数がホールを使っている。いろんな団体、私も先ほど言いましたけど、子ども食堂、そして子どもの居場所づくりということで、ホールや人権センターを使って携わっているというところもありまして、そういうところは、今述べていただいたとおりかなというふうに思っております。しかし、先ほど言いましたように、子どもたちの居場所が、やっぱり現実としてなくなってしまっているというそういったことについては、私は市として重く受け止めていただきたいというふうに感じているところであります。

先ほど言いましたように、ざっと1万人ほどの子どもが利用していた。そして、当時児童館でありましたから、児童厚生員さんがおられて、子どもたちと遊ぶだけではなくて、特に中学生や小学校高学年から、あるいは高校生ぐらいまでについては、いろんな悩み事の相談であったり、そういった相談相手にもなっていたという、非常にいい仕事をされていたんです。それが、そういう場所がなくなって、その子どもたちが一体どこに行ったのかなというようなことで、私は本当に今も心配をしている面もでございます。

これ、正確な日付は思い出せないんですけども、児童館が開設された後の事件であったんですけども、市内の子どもが商業施設のゲームコーナーでそのゲーム機を破損するというような事件も起こっておりまして、非常に私は暗たんたる思いに駆られたことがあります。児童館があったら、その場所として児童館で遊んでいて、そんな事件を起こさずに済んだのではないかなというようなことも当時思っておりました。

そうしたことで、いま一度、子どもの居場所ということで見解を伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、子どもの居場所というものは必ず必要だと思っております。この児童館がなくなったときからかなり時間がたっておりますけども、かなり社会の情勢といたしますか、市の施策のほうも大分変化があったりしております。やはり、今、その子どもたちがどこに行ったのかということをおもいつくだけでも、例えば今、学童なんかもかなりできておりますし、様々な形で子どもたちがしかるべきところに行っているのかなとも思っております。また、子どもたちの遊び方も多様でありまして、僕らの時代はかなり外に出ていきましたが、かなり自宅でも楽しめるというような、そういったものも出てきておりますので、いろいろそれなりにいっているのではないかなとは思いますが、そういった状況も踏まえましてなんですけども、今般、子ども計画策定に当たりまして、基礎調査をしております。この中で子どもの居場所に関しまして、子ども、保護者に対してアンケートをしております。こういったアンケート調査の結果も踏まえながら、今後の子どもの居場所のあり方、行政としての関わり方、そういったものも少し冷静に客観的に考えていきたいと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいたようにアンケートを取られるということで、その結果もしっかりと施策に反映をしていただきたいと思いますし、市長の施政方針の中で、安心して子どもを産み育てることができるまちというのを上げておられますし、そういった中でも私は児童館というのは含まれるのではないかなというふうに考えております。

それから、先ほど遠藤議員への答弁の中でちょっと触れられたと思うんですけど、子育て世代が活用できる施設のニーズが高まっているというようなこともおっしゃいました。そういった面についても、私は児童館というのは本当にそういうことを果たす施設ではないかなというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえつつ、今おっしゃったアンケートをしっかりと受け止めて施策に反映していただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。人権センターホールは投票所として使われているが、耐震強度を満たしておらないという状態であると思っております。問題はないのか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

令和3年度にご質問をいただきました回答と同じになりますけれども、人権センターのホールにつきましては、平成16年度に耐震診断を実施しているということで耐震の改修は必要ないと、旧耐震の判定を受けているということから耐震の改修は必要ないとされておりまして、こちらにつきましては、平成28年度の公共施設総合管理計画を策定した時点においても必要なしということで確認をさせていただいているところでございます。

質問で投票所のことですが、そちらについてもいずれも問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 問題ないということなので、最新の耐震基準を満たしているというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 再質問にお答えいたします。

いわゆる新耐震基準というものにつきましては、満たしていないということになります。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 新耐震基準を満たしていないということは、私は、やはり問題ではないかなというふうに感じてございます。投票所として使われているというのはありますし、先ほどお答えいただいた中で、200人収容ができるような施設というようなこともあります。昨今、やはり非常に多く災害が起こっております。先日の北海道、青森の地震等を考えますと、人権センターなり、あのホールが避難所として使われるということも私はあるといたしますか、過去、大雨のときも人権センターに避難していかうとした方もおられたと、また職員もその体制で待っておられたというのを、私も当日見に行って、しっかりと対応していただいているなというようなことを思いましたので、そういったことを考えますと、やはりしっかりと耐震基準を満たすことも重要ではないかなと思います。

そしてまた、これはもう対応していただいたのかもしれませんが、いつか、雨漏りがひどかったというようなことも、私も子どもの居場所づくりのときに、バケツが置いてあって、そこに雨水が落ちているというのも見えておりますし、そういった部分についての対応はもう既にされているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、再質問にお答えします。

まず、新耐震基準の話なんですけれども、こちらについては、やはり建築年に応じての基準になりますので、全ての建物が、いわゆるその新耐震基準を満たしていないということで、改修が必要かということは必要でないと判断しておりますが、ただし建物自体が現在40年を経過している建物でございますし、あれは平成16年に大規模改修を行ったということもございます。こうしたことから躯体の劣化の可能性もありますことから必要に応じて、いわゆる劣化度調査等については実施していく必要があると考えております。

それと、避難所の件でございますけれども、避難所につきましては、全てホールを使うだけではないですので、いわゆる様々な個室、会議室もございますので、そちらのほうを利用していただくことで、避難所としては対応できるかなということは考えています。ただ、市内全体、周辺施設全体との調整というのも必要になりますので、その辺は防災の観点から、また検討していただけるものだと考えております。

それと雨漏れですけれども、こちらについては、議員ご指摘のとおり、非常に先月のときにかかなりの雨で、横殴りの雨だったかちょっと分かりませんが、窓側から雨漏れがしているということは確認をさせていただきました。こうしたことから、その修繕費につきましては、新年度予算で対応していきたいということで今現在要求をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 非常に老朽化しているというのは現実でありますし、今、雨漏りのこともお答えをいただいたので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

それから、避難所の件は、私も先ほど言いましたけれども、私が過去に避難所、どのようなことかと思に行ったときは、今お答えいただいたように、ホールではなくて、多目的室に避難してこられる方が、来たら対応できるというような、そのような体制を取っておられましたので、そういった部分では人権センター全体で避難所としての機能を果たせるのかなというようなことを思っておりました。

いずれにしても、老朽化等もありますけれども、施設修繕等、対応をお願いするところでございます。

それでは、この件の最後の質問に移らせていただきます。

それでは、野洲市として、将来的に児童館を設置する考えはあるのか伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、山本議員の4点目のご質問にお答えいたします。

児童館の設置につきましては、過去に同和対策事業におきまして運営していたときとは異なりまして、現在は学童保育所の充実、拡大や民間保育所での一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業、各地域でのコミセンでの活動に加えまして、令和8年度からは乳幼児等通園支援事業、誰でも通園制度ですね、が全国的に開始されるなど、地域全体において、子育て支援、子どもの居場所の確保に係る様々な取り組みを展開しているところでございます。

また、児童館の設置に必要な保育士、教員、社会福祉士などの資格を有する児童厚生員を配置基準であります2名以上確保することは大変困難なことから、総合的に判断いたしまして、児童館を設置することは難しいと考えております。ただし、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、子どもの居場所は機能として必要であると考えておりますことから、現状のニーズに応じた居場所づくり、先ほどもありました子ども計画策定に向けたアンケートを現在実施しておりますので、そちらの調査結果などから、必要な居場所づくりを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 結論から言うと、児童館の設置は難しいという、非常に残念な回答でありますけれども、他の代替施設等で子どもの居場所を確保していくということでございました。

それで、過去からもよく言われておりますように、学童保育のことが子どもの居場所ということでよく挙げられております。ところが、その学童保育は有料ですね。ちょっと伺います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、有料となっております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） それでは、まあ言ったら、その学童保育の保育料を払える家庭の子どもさんは学童保育を利用できますけれども、その保育料が払えないような家庭の子ど

もさんというのは学童保育が利用できないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再々質問にお答えいたします。

困窮世帯の方ですと、減免制度なども設けさせていただいていますので、そういったところに対応させていただけるかと思っております。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 学童保育ということですので、小学生対象ということでございます。児童館というのは18歳までの子どもというのが対象になるんですけれども、それでは、学童の年齢から外れる、いわゆる中学生、高校生の子どもたちの居場所というのはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、学童保育を修了されたお子さんの居場所というのは、私も必要であるかなというふうには考えております。中学生、高校生になられますと、部活などがありますので、一定そちらのほうが居場所になったりすることもあるのかなと思っておりますけれども、近年は学習スペースみたいなものを備えられたりとかいう市町さんもございますので、市において具体的な案があるわけではありませんけれども、そういった年代のお子さんの居場所も併せて考えていく必要があるということは認識させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） これといった、中学生、あるいは高校生が行く場所が現実でちょっとないというふうな解釈をさせていただいたわけです。そういった回答であったかというふうに思いますけれども、やはり18歳までの子どもの居場所ということで考えますと、児童館は非常に重要であるというふうに考えますので、先ほどなかなかちょっとよい、私にとってといいますか、利用者、あるいは利用する子どもたちの家庭にとって、芳しい回答ではなかったんですけれども、継続して検討をしていただきたいというふうに考えます。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午前10時45分といたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(津村俊二) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本議員。

○2番(山本 剛議員) それでは、2件目の質問をいたします。

2件目、職員の人権意識についてでございます。

現在、人権は環境と並んで世界的な課題となっております。野洲市が以前からまちづくりの根幹に人権と環境を据えて市政を推進されてきたことは内外でも高く評価をされているところであります。今回は、そのうちの人権について、特に職員の人権意識の向上について質問をいたします。今日、人権課題は多岐にわたっております。従来の人権課題に加えて、ネット上の人権侵害や性的マイノリティーを取り巻く課題などもあります。ちなみに、法務省は今年度の啓発強調事項として、以下の18項目を挙げております。

以下、読み上げてまいります。

1、女性の人権を守ろう。2、子どもの人権を守ろう。3、高齢者の人権を守ろう。4、障がい者を理由とする偏見や差別をなくそう。5、部落差別(同和問題)を解消しよう。6、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう。7、外国人の人権を尊重しよう。8、感染症に関連する偏見や差別をなくそう。9、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう。10、刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう。11、犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう。12、インターネット上の人権侵害をなくそう。13、北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう。14、ホームレスに対する偏見や差別をなくそう。15、性的マイノリティーに関する偏見や差別をなくそう。16、人身取引をなくそう。17、震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう。18、ゲノム情報(遺伝情報)に関する偏見や差別をなくそう。

法務省としては、18の項目を啓発強調の項目として挙げているということでもあります。上記のいくつかの項目に含まれるとは思いますが、いじめや虐待、そして様々な種類のハラスメントなどの課題もございます。これら全てを理解し、啓発するのは難しいと思います。しかし、知ろうとする気持ち、人権課題を解決したいという思いが大切だというふうに私は思っております。職員は市民対応を日常的にされていますが、この場合も人権意識が必須となると思います。人権意識のあるなしが適切な市民対応、対応された市民からの評価につながります。また、職場においても人権意識があると人間関係がスムーズ

になるというふうに私は思っております。

そこで、以下4点について質問をいたします。

まず1点目、職員の人権意識の現状についてどう思っておられるのか、市長に伺います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、山本議員の2つ目のご質問、職員の人権意識について、まず1問目の職員の人権意識の現状についてお答えをさせていただきます。

私が市政運営で最も大切にしている市民との信頼関係を築くための傾聴と対話の姿勢は、相手の人権を尊重する意識がないと持つことはできません。市職員に対しては、毎年、人権研修を継続的に実施してきており、人権尊重の意識を持ちつつ、傾聴と対話の姿勢で、日々市民の皆様への対応や職員同士のコミュニケーションを図っていると認識しております。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 今お答えいただいたように、市長が常々言っておられる傾聴と対話、その根幹に人権が据えられているというふうに解釈をしたところであります。

少し、先ほども18項目も挙げまして、人権課題について述べたんですけれども、今日、人権課題というのが本当に多岐にわたっておりまして、過去のイメージだけではかることができないといえますか、よい意味で人権の広がりというのがあるというふうに私は考えてございます。

例えば、今まであんまり注目をされてこなかったんですけども、スポーツと人権というようなことも、非常に今日、重要視をされております。国内でいいますと、JFA（日本サッカー協会）も人権課題についてしっかりと取り組もうとされておりますし、日本サッカー協会はAFAという取り組みをされております。アクセス・フォー・オールということで、全ての人がサッカーができるような環境をつくっていくんだと。その中で当然、障がいを持った人でありますとか性的マイノリティーでありますとか、あるいは経済的に苦しい、困窮している家庭の子どもでありますとか、そういった人たちにもサッカーをしてもらえるような条件整備に努めておられる、そういったこともございます。

そしてまた、2016年に人権新法と言われる法律ができました。部落差別解消推進法、障害者差別解消法、それからヘイトスピーチ解消法、この3つが2016年に制定されたということなんですけれども、この背景を見ますと、これ、やはりスポーツが背景にあると。どういうことかといいますと、2020年に東京オリンピックがありました。日本は

先進国と言われておりますけれども、人権については、国連の人権委員会からも複数回、勧告を受けたりして、少し寂しい状況があるということがずっとと言われておりました。それで、2020年に東京オリンピックを開催する、国際社会に対して日本が恥ずかしい思いをしてはいけないというようなことで、2020年を射程に入れて、2016年に今挙げました人権三法ができた。スポーツと人権の関わりがあるということでございます。

そしてまた、今挙げましたオリンピックについても、オリンピック憲章の中でスポーツをすることは人権の1つである、全ての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。ということは、オリンピックの憲章の中でもうたわれているということがございます。そうした私たちが従来持っている、ややもしたらその固定化した人権課題というものから、本当にそのウイングが広がっている。そうしたこともしっかりと踏まえながら、私たちは人権課題に向かっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

そこで、2点目のご質問をいたします。

職員の人権意識で課題と思われることについて伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えします。

職員の人権意識で課題と思われることということですが、先ほど市長が申し上げましたとおり、傾聴と対話の姿勢につきましては、引き続き浸透を図るべく、さらなる意識づけを図る必要があると考えております。特に市民の皆様へ寄り添った丁寧な対応ですとか言葉遣いについては、相手の人権を尊重する意識を持つということが基本となると考えておりますので、今後も接遇面の充実につながるような研修等についても図っていきたいと考えております。

また、啓発事項につきましては、先ほど16項目挙げていただきましたが、担当分野が子どもであったり、高齢、子育てなど、非常に様々な業務に関わります。こうしたことから、その業務に関わっている職員とそうでない職員との知識、対応については差があるのかなということは否めませんので、今後も幅広いテーマによる研修を行っていく必要があると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 接遇が相手の人権であるとか尊厳であるとか、そういったもの

にきちんと配慮してなされていくように、引き続き、研修等も取り組んでいただきたいと思いますというふうに思いますし、これちょっと細かいといいますが、あれですけど、「16項目」とおっしゃったと思うんですけど、先ほど言ったのは「18項目」ですので、その点ちょっと知っておいていただきたいなというふうに思います。

それでは、次のご質問ですけれども、職員研修をどのように取り組まれているのか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 失礼いたしました。「18項目」と言ったつもりが「16項目」と言ってしまいました。申し訳ございません。

そうしましたら、3点目のご質問にお答えいたします。

研修につきましては、議員がおっしゃるとおり、人権はまちづくりの根幹となる最も重要な要素と考えております。まちづくりを担う職員を育成するという観点から、人権に対する正しい理解と意識の向上を目指し、毎年度、職員を階層別に様々な講座、集会等に派遣したり、講師による講義等に加え、グループワーク等の手法を用いた研修を実施しています。また、全職員を対象とした研修については、日常業務に全ての職員を集めてという研修がなかなか難しゅうございますので、職場研修推進員や指導職を対象に実施し、参加者が職場に持ち帰り、伝達を行うという、いわゆる伝達研修という方式を用いていることもございます。こうしたことで、多くの職員が研修に触れる機会を提供するように精力的に実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 全体研修でありますとか職階別、階層別の研修、あるいは伝達研修等も取り組んでおられるということで、研修担当の方もいろいろ工夫されたり、ご苦労されていることも多いのかなというふうに思います。

先ほど、人権三法のことを挙げたんですけれども、人権三法については研修をされたのか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 人権三法全てではございませんけれども、いわゆる部落差別解消推進法であったりとか、その辺については、人権研修の中に取り入れて、研修をさせていただいています。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 人権研修の中でぜひ人権三法をされていない課題もあるということですので、取り組んでいただきたいというふうに思いますし、特に障害者差別解消法、これが私は職員さんにとっては一番身近なものではないかなというふうに思っております。部長もご存じと思うんですけども、この中で一番キーワードとして挙げられているのが合理的配慮ですね。その合理的配慮も今は事業者に対して義務づけですね。当然、野洲市、野洲市役所は、それが義務づけられているということでございますし、そういった部分で、私は障害者差別解消法の中、特に合理的配慮についてはしっかりと研修をしていただく、そのことがよりよい接遇にもつながるというふうに思っております。

その中で、少しだけ申し上げるんですけども、避けるべき考え方として、大きく2つ挙げられているんですね。それはどういうことかといいますと、前例がないので対応できません、それから障がいのある人だけ特別扱いできませんというこの2つは、本当に絶対避けなければならないというふうに言われているぐらいでございます。そういったことについても、引き続き、研修で学んでいただきたいというふうに思います。見解を伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 今、議員おっしゃるとおりでございます。研修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、なかなかその場を担当する職員であったりとか福祉部門で日々、そうしたところに携わっている職員となかなかそうしたところを経験したことがないであったりとか、あと若い職員であったりとか、様々、なかなかその知識によっては差がありますので、その辺も含めて、いわゆる接遇の面も非常に関連してきますので、その辺は研修計画に位置づけながら、どの時点でやるというのはありませんけれども、そうしたことを含めながら、研修を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 福祉部門に限らず、市役所にはいろんな市民さん、お客さんが来られると思います。そのときに、本当に合理的配慮ということがきちんと職員さんの心の中に落ちていたら、本当に気持ちのよい接遇につながるのかなというふうに思いますので、引き続き、その研修も深めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、最後の質問であります。

今後、職員さんの人権意識の向上に向けて新たな取り組みなどは考えておられるのか伺います。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 3点目の質問、再質問にもつながるかとは思いますが、新たな取り組みについてということで、ご回答させていただきます。

新たな取り組みというよりも、これまで取り組んでいた人権研修を地道に、また発展させながら実施していきたいというふうに考えております。また、人権侵害について今も起きているという事実、そちらを改めて学び直すということが重要であると、実際、その辺が必要であると考えております。

また、研修につきましては、毎年、漫然と実施することがないよう、テーマについては、部落差別解消といったところもベースにありますけれども、いわゆるアンコンシャスバイアスであったりとか無意識の思い込みであるとか、そうした新たな人権侵害、先ほど18項目とおっしゃっていただきましたけれども、そうした内容を十分精査の上、選定して、職員が毎年新たな気持ちで研修に臨むというようなことも必要であると考えておりますので、その中で人権課題を解決したいという思いを醸成できるような工夫をしていきたいと考えております。

なお、来年度から第5次野洲市人権施策基本計画と第5次野洲市男女共同参画行動計画に基づき、各施策についても進めていくということになっておりますことから、その取り組みを周知徹底するというので、これを契機として職員の人権意識を一層図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山本議員。

○2番（山本 剛議員） 研修とか啓発とかいうのはなかなか王道というのがございまして、地道な取り組みを重ねていくことが職員さんの意識向上につながるのではないかなというふうに思っております。今、部長お答えいただいたアンコンシャスバイアス、これも数年前から言われているようなことでありまして、最近少し浸透してきたかなという感覚でございます。そういった日々、社会も時代も進歩、進化しておりますので、様々な人権問題が起こっております。そういった部分についても研修をしていただくということで、今後も引き続き研修を深めていただき、職員さんも市民もお互いが気持ちよく暮らせる、住める野洲市を目指していきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（津村俊二） 次に、通告第14号、第18番、荒川泰宏議員。

○18番（荒川泰宏議員） 第18番、荒川泰宏でございます。

私は、令和7年第6回野洲市議会定例会に当たり、現地の給食センターを訪問して感じた部分も含めて、学校給食費の無償化について質問いたします。

国においては、自由民主党、公明党、日本維新の会は2026年、令和8年4月から公立の小学校を対象に小学校の給食無償化とする考えで政府と協議し、実施する方向としております。振り返ってみますと、野洲市では、令和5年、国のウイルス感染症対応地方創生臨時給付金、また県の食料品価格高騰対策事業も補助金を財源とした給付事業がございました。

そこで、今回の無償化について、円滑にこのことがスタートできるのか、9項目について順次質問いたします。

給食の歴史でございますが、これは明治22年に鶴岡市のほうでスタートされました。その後、昭和29年に学校給食法が制定されました。ですから、今、72歳の方がお生まれになったときに制定しているわけでございますけれども、そこでまず現状の児童1人当たりの給食費と令和7年度における野洲市内の全児童数を尋ねますが、過去の一般質問で、石川議員が令和6年第4回9月の定例議会で質問されたときは、小学生が3,800円、中学生が4,300円でしたが、現状はどのようになっておりますかお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、荒川議員の第1点目のご質問についてお答えをいたします。

小学生1人当たりの給食費は月額4,200円です。児童数は令和7年11月1日時点で2,756人になります。ちなみに、中学生1人当たりの給食費は月額4,900円です。生徒数は令和7年11月1日時点で1,387人です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 再質問で中学校のところの部分もいろいろお聞きしたいと思いましたが、ご丁寧に回答いただきました。

それでは、2点目に移らさせていただきます。

ただいまの給食負担金を踏まえて、児童数と1人当たりの給食費は今回回答いただきましたから、小学校と中学校では1年間における給食費の総額はどのようになっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度当初の予算ベースで、小学校の給食費は約1億2,724万円、中学校の給食費は約7,406万円で、総額は約2億130万円であります。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 分かりました。総額合わすとおよそ2億円という形でございますね。今、これを、質問をいたしましたのは、5項目めの質問と関連がありましたので、事前に数字を把握するためにまずお聞きいたしました。

それでは、3項目めの質問に移ります。

各自治体では児童1人当たりの給食費に差異があることによりまして、おのずと県内の各自治体で様々な取り組みとなっておりますけども、野洲市の給食費は県内ではどのレベルになっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

県内の小学生における給食費は、最高額が4,900円、最低額は3,500円、平均は4,288円です。これに対しまして、本市は4,200円で、県内19市町の中で12番目に高い額となっております。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 19市町の中で12番だということですね。分かりました。

それでは、給食に当たり、自治体によっては、地産地消を優先したり、地域の特産物を多く使って特色ある給食とする自治体もあるわけでございますけども、それによって各自治体ごとに差が生じてくるものは推察できますが、野洲市の給食費は食材等の仕入れ額にもよるんですけども、現状、周囲の自治体を見渡しまして、先ほど、どのレベルかということはお聞きしたんですけども、そこで特色ある給食とする自治体が全国的には増えているんですけども、現状の給食費と県内でのこのレベルを考えたときに特色ある給食に取り組んではとご提案しますけども、見解を伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今の議員のほうからご質問いただいた点ですけれども、例えば子どもたちからどんな給食がいいですかというふうなメニューに応えるような日も設けながら、子どもたちにとって、より安心安全で、そして自分たちがこういうのも食べてみたいなどと思うようなことも含めて、給食の提供をしているという日が何日かございます。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 私が言う特色ある給食というのは、地産地消の中で、特に今、私が感ずるところは、例えば野洲市はキュウリが西日本の中でも生産量が非常に多いと思います。それと吉川ゴボウですね。こういうものをPRするような給食のメニューにしてはどうかと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 例えば、お米につきましては、地産地消ということでもって、野洲市産というのが全面的に来ておりますし、それからゴボウなんかはなかなか下処理というものが大変でもあるんですけれども、極力、地産地消ということを中心に心がけていますので、市内だけではなくて、場合によったら、滋賀県の中において、やっぱり特徴的な食材を使うというふうなことも含めて、野洲市の給食は提供させていただいています。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 様々なご努力をいただいているということで、分かりました。キュウリだとかゴボウだとか、特に目立っておりますので、PRされて、やっていただきたいなど、このように思います。

それでは、4点目の質問に移ります。

給食費の無償化を来年4月スタートに向けて、3党では政府との詰めに入っている中、国や滋賀県の担当部局から給食費についての制度設計した資料は届いているのか、届いているなら、早期に議会等にも説明を求めますが、現状どのようなになっていますか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、4点目の議員からの質問についてお答えをさせていただきますが、11月末には国から何らかの情報提供があるものと想定をしておりました。最近、若干いろいろな情報も流れておるわけですが、まだ本日現在において、制度設計を含め、そのような情報提供はございません。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 私も連日、新聞の記事等を見ながら、制度設計できたものがリリースをされるのかというふうには見ておりますけれども、おっしゃるように現状出ていないということを私も確認しました。出た時点で、スピード感を持って、議会等にも説明していただけますようによろしくお願いいたします。

それでは、5項目めの質問に移ります。

この5項目めの質問に当たっては、これは新聞発表で読売新聞さんに、近江八幡市さんが政府の無償化の補助なしに、この来年4月から小学校、中学校を給食費無償化に取り組むという記事が出ました。この記事を見たときも、どれほど全国的に今、給食の無償化が進んでいるのかということで注目しておりましたんですけども、令和5年9月1日の時点で、1,794自治体の中で722自治体がもう既に何らかの形で無償化を実施しております。

滋賀県で言いますと、19市町の中で既に10市町が取り組んでおりまして、また、このたび近江八幡市が取り組まれるということでございますので、これは遅れを取ってはいけなないと。なぜなら、この給食無償化のこの部分については、私は3つ感じる場所がありまして、1つは少子化対策、2点目に子育て支援、それから3点目に野洲市に定住してもらうこと、それと転入の促進、この3つが非常に大切だろうと、このように思いますけれども、これについてどのようにお考えですか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、荒川議員の再質問でよろしかったですかね。これ5番目の質問にも関連してくる部分でありますけれども、今回は一般論という形でお答えさせていただきたいと思っております。給食の無償化につきましては、一定、今、荒川議員からおっしゃっていただいたような効果はあるかとは思いますが、特にこの教育の分野の財政支出につきまして、どういったものがより教育の効果として発揮できるのかということも考えていかなければならないというふうに考えております。なかなか、私自身はこの給食無償化の教育的な効果というものは、もっと別な形で予算を投じるほうがいいんじゃないかということを考えている1人でありまして、そこは経済対策ではなくて、教育的な部分で捉えていくべきかなというふうに思っております。若干後ろ向きにはなりますけど、基本的な慎重に考えるべきではないかと、現状はそのように考えております。

今般、国のほうから、ちょっと5番目の質問にもなってしまうんですが、国の大きな給食無償化の動きがありますので、それも見ながら、本市としましては、対応していく必要

があるのではないかというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 5点目の質問の前に再質問で関連的な質問になりましたので、5点目の部分で回答を半分ぐらいはここでいただいたとっておりますけども、いわゆる5点目の中で、国、県の対応はどのようになるのか、地域間の格差はどのように考えておられるのか、見解をお尋ねします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、5番目のご質問ということでございます。

地域間格差は、これも先ほど荒川議員がおっしゃったとおりでございまして、どれだけ地域の食材を使っているのかとか、あるいはセンター方式の給食、あるいは自校方式、これによって、またこの提供にかかるコストも変わってきますので、その辺で差が生じているのではないかなと思っています。基本的には、保護者の方から食材部分を頂いている部分でありますけども、どうしても市の予算としては、その辺のコストの差が出てきているのではないかなというふうに思っております。特色にこだわる、あるいは、より例えばオーガニック給食にするとかということになってくると当然高いということもありますので、それぞれ地域の食の給食の提供の仕方によって、どうしても差が生じてしまっているのではないかなというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） それでは、6項目めの質問に移ります。

学校給食費の無償化の施策は、国や県の広域行政の責任において速やかに実施されるべきものとの考え方もあります。また、保護者が負担すべきとする、これはもう学校給食法の制定もある中、一方で、私は、やはり受益する者は、一部は負担することも検討しなければならない。これは学校給食の運営委員会というものもございますから、そこも含めて、この部分については検討していただきたいと思っておりますけども、教育委員会の考え方をお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今、議員のほうからご指摘もいただきましたけれども、基本的には、やっぱり学校給食法にのっとった形で給食のほうを提供していきたいという思いがございますので、今後いろんなことが考えられるかもわかりませんが、基本的には安心安全とするこの給食を子どもたちにとって毎日提供していきたいというふうに思ってい

ます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 学校給食法では義務教育は無料という前提がうたわれておりますけども、やはり運営委員会等でも受益、受けるわけですから、一部負担は十分検討をしていただきたいなど、こんなふうに思います。

それでは、7点目の質問に移ります。

現状の給食費の収納状況であります。令和6年度における小中学校では滞納額と人数はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、7点目のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の小学校における滞納者数は50人、中学生では20人、合計で70人でございます。小学校の滞納額は77万4,489円、中学校では50万6,562円ございまして、総額128万1,051円となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） やはり、一定額の滞納があるということでございますけれども、振り返ってみますと、私が小学校時代は、給食費は学校へ親からもらった給食費を持って、納金しておりましたけども、時代の流れで途中からその制度が変わりました。ただ、その制度のときは恐らく収納率は非常に高かったと思っておりますけども、現状こういう形で数字的に出ておるわけですから、これの収納の考え方ですけれども、実際に、やはり生活に困っておられる家庭、こういう家庭に対しては、それは仕方ない部分があつてですけども、一方、違う方法で払っておられないというようなことの方に対してはしっかり滞納整理していただけますようお願いいたしますけども、この生活困窮されている方に対する対策は福祉の様々な対策があろうと思っておりますけど、一応どういような指導といいますか、丁寧に教えていただいておりますのか、そのあたりはどういう取り組みをされておられますか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、再質問のほうにお答えさせていただきます。

給食費等の支払いが滞っていらっしゃる世帯への案内といたしましては、就学援助制度というものがございます。経済的な理由で就学が困難なご家庭を対象とした制度でございます。

まして、制度全体の周知といたしましては、12月号の広報でも載せさせていただいたところがございます。他、8月、2月等、年間3回ほど市の広報でもご案内をしております。

また、学校であったり、保護者間であったり、また関係機関より、そういった経済的な理由で支払いが難しいとのご相談があった場合にはこの就学援助制度のご案内、あるいは分納のご相談、また生活全般につきましては、市民生活相談課へご案内するなど、必要に応じて対応をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 12月広報に出ておったということで、私はその部分を見ていなかった。申し訳ございませんでした。議員の一覧表はしっかり見ましたんですけど、ありがとうございました。

それでは、8点目の質問に移らさせていただきます。

このたびの学校給食費の無償化について、事前の情報では、給食を作るに関わる設備工事に対して補助金がつくようではありますが、本市ではもう既に2年間にわたり大型機械等も設置された中、この補助項目以外に要望すべきところの部分があれば、要望しなければならないと考えますけども、現状をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） では、8点目のご質問にお答えさせていただきます。

当学校給食センターにおきましては、令和5年度から3か年にわたりまして、大規模な改修工事を行ってまいりました。一旦、そこでは大型設備等々の入替え、改修作業は終わってはございますが、先ほどもお答えいたしましたように、詳細設計に関わる情報が現在ございませんので、今後、国の施策の動向につきましては、注視してまいりたいと考えております。補助対象となるような項目に合致するような故障箇所等々がありましたら、積極的に活用していく必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 先日、現地を見学させていただいたとき、もちろん中には現状、入ることができませんので、きちっとした服装で完備しないと入れないということで、外からガラス越しにそれぞれ見させていただきました。非常に整然として、整っておるなということを感じました。さっき質問しました、要望等があればということで、今、あんま

りないというような大体のニュアンスでございましたけども、外周を回らせていただいたときに、あれは残飯の部屋なんでしょうか、悪臭、それをどう感じた部分、それから周囲にカラス対策も若干されておられましたけども、一番気になりましたのは、まずあの悪臭の部屋を何とか対応できたらなというのはたちまちは感じましたけども、給食センター内は直接入っていないので、分からなかったんですけども、そのあたりは把握されておられますか。

○議長（津村俊二） 田中教育部長。

○教育部長（田中明美） 再質問にお答えさせていただきます。

議員からご指摘いただいておりますのは、恐らく生ごみの処理機が入っておりますじんかい処理棟のことかと思えます。そちらについては、おっしゃいますように、カラス対策であったり、あるいは時期といいますか、季節によりまして、悪臭等々があるということは、所長のほうから聞いてはおりますので、補助要綱等を示されましたら、そこに合致すれば、修繕、改修等をできればなというふうには考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） そのようにしていただいて、修繕の要綱に合致しておれば、ぜひ要望を今回挙げられて通れば補助金が出るわけですから、取り組んでいただきたいなど、このように思います。

それでは、結びの9項目めに移らさせていただきます。

今日の物価上昇で食材の値上がりが非常に心配されます。また、そのことにより、質の低下にならないか、特に心配します。無償化が導入されたときにこの心配に対する見解を伺います。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、議員の9点目のご質問についてお答えをいたします。

国が進めようとしている給食無償化に際して、先ほど市長が答弁をされましたとおり、課題があると考えており、例えば地方自治体の負担増の可能性や質の低下への心配は本市においても懸念しております。このような課題をどのように払拭されるのか、国の検討の動向を注視しています。

一方、現在の野洲市における給食に関しては、国が示す学校給食実施基準に沿う栄養価を維持するとともに、先ほど議員からもお示しをいただきましたが、野洲市学校給食セン

ター運営委員会規則にのっとり、同委員による学期前の献立検討及び使用する食材等の選定部会を開催して決定をしております。これらにより、献立の質と量、バランスの取れた給食を提供していきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 荒川議員。

○18番（荒川泰宏議員） 学校給食実施基準というのがございますね。それに基づく栄養価を維持しながら、今日まできておるわけでございますが、やはり我々は物価高騰によって質の低下にならないかと特に心配いたしますので、その辺のところはよろしく願いいたしたいと思います。

お米については、生産組合、特に南櫻生産組合のほうが非常に協力的になっていただいて、野洲市のお米を食べていただいている。また、パン食は月にたしか2回でしたね。月2回、これも滋賀県のそういう組織の協議会から入れていただいているということは安定しているということで、その部分は私も本当に心強いなど、このように思っております。

しかしながら、最終的には先ほど当初言いましたように、まちづくりにおける少子化対策、子育て支援、それから野洲市に定住してもらうこと、それと転入していただくこと、この3つの基軸を大切にさせていただきたいなど。そのためには、近江八幡市さんが一般財源から取り組まれるわけですが、野洲市も前向きに、例えばふるさと納税の基金の中から、2億円でございまして、思い切って無償化に8年度から取り組むというような意気込みをいただきたいわけではございまして、そうすることが若者に選ばれるまちの大きな施策になってくると思いますので、これは提案と期待と併せて質問いたします。

いよいよクリスマスまであと2週間となりました。子どもたちにすばらしいクリスマスプレゼントとなるようによりよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（津村俊二） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時38分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで中塚環境経済部長から答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

中塚環境経済部長。

○環境経済部長（中塚誠治） 答弁の訂正のほうをお願いいたします。午前中の遠藤議員の一般質問で、農業振興地域整備計画の見直しなど、再質問でございます。計画の見直し

のサイクルは何年かというご質問に対しまして、10年とお答えさせていただきましたが、正しくはおおむね5年でございます。おわびして答弁を訂正させていただきます。誠に申し訳ございません。

○議長（津村俊二） 一般質問を続けます。

通告第15号、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子議員） 4年ぶりに復帰いたしました。ぜひともまたよろしく願いいたします。

大きく3点にわたって質問をいたします。

まず第1点目、保育園の待機児童解消のために公立の保育所の建設をとということで質問させていただきます。

野洲市の保育園待機児童は4月の時点で120人、国基準の待機児童は23人と報告されています。希望する保育園に入れられないという実態であると思います。市民から、野洲学区に住んでいるが、第1希望にゆきはたこども園、第2希望にさくらばさまこども園を希望した。市の担当課から、第3希望として、みかみこども園を希望してほしいと言われた。しかし、通勤の関係で渋滞がひどいみかみこども園に行くのは無理だと思う。ゼロ歳の入所するときにも入れず、小規模保育園に預け、3歳になれば、優先的にこども園に行けると聞いていたにもかかわらず、希望する園に入園することは難しいと担当職員に言われたというような状況でありました。

このようなことですので、以下の点を質問いたします。

第1点目、現在の待機児童は何人で、希望しても入れない児童数を年齢ごとにお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、野並議員の1点目、保育園の待機児童解消のために公立の保育所の建設をのご質問にお答えいたします。

12月1日入所分におきます国基準の待機児童についてご説明申し上げます。総数は52人で、その内訳はゼロ歳児が34人、1歳児は5人、2歳児は11人、3歳児が0人、4歳児は2人、5歳児がゼロ人となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 次に、2点目として、来年度の入所枠はゼロ歳児で83人、1

歳児で141人、2歳児で46人、3歳、4歳、5歳児は若干名となっています。現時点での入所希望者は何人でしょうか。できれば年齢ごとにお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、野並議員の2点目のご質問にお答えいたします。

市内保育所等への入所希望状況についてですけれども、第三保育園からアイグラン和田ひかり保育園への転園希望者と他市からの広域入所希望者は除いて、お答えのほうをさせていただきますと思います。

総数は412名で、その内訳は、ゼロ歳児が73人、1歳児が159人、2歳児が57人、3歳児が77人、4歳児が25人、5歳児が21人となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、答弁いただきました。希望者が、ゼロ歳児が73人ということで、この状況だと入れない状況が、希望者が73人ですね、ゼロ歳児。そういうようなところで今現在ゼロ歳で32人というこの方は、もう次のときには1歳児になられますね、来年の4月では。ということで、ゼロ歳児がかなりの方が待っておられるんですけども。

3点目のところに移ります。

ゼロ歳児の入所予定で、民間の明照は10人、きたのは12人、しみんふくしは15人などとなっています。公立のこども園では4園合わせて15人という状況です。公立の保育園と民間の保育園の入所枠というところにおきますと、これでは市としての責任が果たせていないのではないのでしょうか。保育士不足がこれまでも言われていましたが、民間では保育士を確保されています。どこが違うのか、どうすれば公立の保育園で保育士の確保ができるのか、展望を示していただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、野並議員の3点目のご質問にお答えいたします。

まず、3歳未満児の受入れについてでございますが、ご指摘のように、民間園で3歳未満児を多く受入れをしていただいております。その結果、市全体で待機児童が出ないようにするために、公立園におきましては3歳以上児を多く受け入れることとなっておりますけれども、これは入所協議の中で民間園の受入れ希望を聞いた上で決定しているものでご

ざいまして、市が受け入れられない人数をご負担いただいているといったものではございません。

また、保育士不足につきましては、公立園のみならず、民間園におきましても、大きな課題となっております。このことから、市では、市内の民間園等で勤務する保育士等への支援といたしまして、事業所が行う保育士のための宿舍借り上げ費用の一部補助の他、今年度から新たに採用されました保育士等が一定期間勤務した場合に給付金を交付する事業も実施しているところでございます。また、奨学金返還に係る費用の一部補助につきましては、民間、公立を問わず実施させていただいております。他にも、公立園におきましては、ICTを活用して業務の効率化を図るなど、保育士等の負担軽減に努めております。

また、野洲市三方よし人材バンク事業では、主に公立園で勤務する保育人材の確保に取り組んでおり、ホームページや民間求人サイトでの求人案内や大学等への訪問を積極的に行い、採用に向けた取り組みを進めております。新規卒業者の確保に当たりましては、学生の就職活動の早期化に対応するため、今年度は例年より早く試験を実施しております。さらに、高校生に保育の業務に関心を持ってもらうため、お仕事体験を実施いたしまして、中長期的な人材確保にも取り組んでいるところでございます。

このように様々な取り組みを継続的に行うことで、保育士の確保に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、採用の時期を早めるというふうなことをおっしゃったと思うんですけども、京都などの民間保育園の採用時期がもう5月の連休から始められて、夏にはほぼ決まっているというようなところで、先にどんどんと確保されていって、そのこぼれた部分を後で追いかけていってというふうな形になっているというふうに認識したんですけども、採用時期をどのぐらい早めていかれるのか、もうちょっと遅れを取らないやり方ができないのかなとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今年度は4月に野洲市の採用試験のほうを実施させていただいておまして、かなり早期に実施のほうをさせていただいたと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 4月から始めて、いつにその人を確保できるのか、決定をされたのはいつですか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 再々質問にお答えいたします。

人事のほうの採用ですので、たしか5月ぐらいに採用の通知が出たかと記憶しております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） それと奨学金の返済の一部補助ということをおっしゃいましたね。野洲の場合は一部補助でいくらの補助の金額になっているのでしょうか。2023年9月の広報もりやまでは拡充をしたと。これまで半額補助だったのを全額補助にして、1年から3年間の間で72万円の補助をして、4年から6年で半額で36万円、合わせて6年間で108万円の奨学金の返済補助をしたという、拡充をしたということが載っているんですけども、野洲の場合はこれよりかなり低いのと違いますか、お尋ねします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） ただいまの再々質問にお答えさせていただきます。

当市の奨学金の返還支援事業は、基準額としまして、最大で1年度当たり12万円、最長で3年間となっております。補助率のほうが2分の1となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） そこでちょっと市長に再質問をしていきたいと思うんですが、民間の保育園の園長先生が守山市のようにいろんな手当をつけてほしいと、条件のいいところに行かるところに行かれるということで、もう少し野洲として保育士を確保するために、守山市のような奨学金の返還支援事業とかいろんな形でとか家賃補助とか、いろんな形で、かなりちょっと劣っていると。だから、やっぱり有利なほうに行かれるという中で、もう少しいろんな対策を取ってほしいという声が出ているんですけども、答弁をお願いします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 看護師確保の方策についてのご質問であります。

確かに一面においては、やはり待遇のいいところに行こうという面があろうかと思いま

すので、それは現実として受け止めなければならないというふうに思っております。ただ一方で、保育士さんは全てその待遇だけで決めているわけでもないと思いますので、待遇、それからまた働きがい、仕事のしやすさ、こういったものも含めて魅力ある職場づくりというものをトータルで考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、保育士の不足というのは全国的、野洲だけではないと思うんです。やはり、若い方が保育士の免許を持って、保育士以外のところで、よりいい働く場所があるということで、保育現場そのものの状況が非常に劣悪、全体的な給料も一般の企業に比べたら月間5万円ぐらい低いというのが実態なんですよ。全体的にそういうふうな保育の現場というのがそういう中にありますからね。だから、免許を持っていても就職をされない。また、その魅力がだんだん、重労働で大変で、安いというような状況の中で、保育の学校そのものもなくなってきている。滋賀県の学校もなくなって、京都の華頂短大、保育を専門にやっておられるその学校がもう廃校になるとかね。人材を本当に育てていくという学校そのものも少なくなってきているという実態が本当に現場の先生方は危惧されているんです。なかなか集まってこないというのか、今言われた職場を何とかかんとかと言われるその以前の問題がすごくありまして、そこら辺あたりも、なかなか保育現場の状況が見えない。大変というところ辺りだけが出てきていますので、やはりもっと見える形で手当てをして、こっち、いいよというのも出していかないと。そして、奨学金もそこに3年働けば、72万円からの部分がちゃんと補助してもらえると、やっぱりそういうふうなものも出していかないとあかんというふうに思うんです。

それと、さっき言われた職場体験ですね。職場体験も中学校でもされていますね。高校でもされている。そういう職場体験というのは、私は次の子どもたちが保育の現場に入ってもらえる非常にいいやり方やと思うんです。今現在、中学校でいろんな職場の体験をされているので、私は今、保育を言うてますので、保育園への職場体験がどのぐらいの子どもたちが行っておられるのか、高校生がどのぐらい行っておられるのか、そこら辺分かりましたら、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、ただいまの議員の質問にお答えいたします。

私どもで実施させていただいておりますのが高校生の方のお仕事体験になりますので、

今、そちらの数字しか持ち合わせておりませんので、そちらのほうを説明させていただきますと、実施機関のほうが今年7月から8月の夏休み期間に実施させていただいております。実施場所のほうは、ゆきはた、みかみ、しのはらこども園とあやめ保育所となっております。県内7つの高校から合計12人の生徒さんに体験のほうをしていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） すみません。ちょっと突然の質問でありましたので、今、ここに手持ちでその資料がございませんので、また後ほど調べた中でお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 今、野洲高生が12人とおっしゃいましたね。違う。

（「県内の7つの高校から12人」の声あり）

○13番（野並享子議員） 7つの高校。

（「7つの高校から12人に来ていただいて。7つの高校」の声あり）

○13番（野並享子議員） 7つの高校。

（「はい」の声あり）

○13番（野並享子議員） 野洲高だけで12人も行かはったんかなというふうに……。

（「違います」の声あり）

○13番（野並享子議員） 思っていたんですけども。野洲で受け入れたというところ辺なんです。

（「そうです」の声あり）

○13番（野並享子議員） そうですか。そしたら、野洲高からはどれだけの子どもが来たのかというのはわかりますか。

（「勝手に発言しないで。ちゃんと」の声あり）

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） ただいまの質問にお答えいたします。

野洲高校からは3名の方に来ていただいております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） もっとたくさん子どもに来てほしいですね。3年間、野洲高に通っていたという、野洲の駅から降りてたくさん歩いておられますし、そういう野洲に3年間なれ親しんだ子どもさんがそういう体験をされて、そういう奨学金やらも就職したときに返済しなくても支援があるよというふうなところ辺で、何か希望が持てるというのか、この仕事を私が選んでも、後、ちゃんとフォローしてもらえる部分があるなという、そういうなんがつながっていけばいいなと。県下の中で12人の方が来られているということですから、そういうなんもつながっていけばいいな、もう少したくさん来てくださったらいいなというふうに思うんです。

それと、中学校においてももっとそういう職場体験、自分がやりたいと思うところに体験に行くんやから、やりたいと思ってはるその気持ちをもっともっと育てていく、そういう形で次の世代の子どもたちが保育に来てくれるような、そういう形の積み上げというのが必要だと思うんですけども、市長、どうでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） まずはその保育の職業について触れる機会というものがスタートだというふうに思いますので、あらゆる機会を通じまして、そういう機会をまず設けてあげ必要があるのではないかとということ、それからまたそれに向かって職業に就きたいという子どもたちを応援してやれるようなそういった仕組みづくりというものは必要じゃないかなというふうには考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） とにかく保育士を確保しないことには、公立の保育園でゼロ歳児で3人しか受け入れないという、保育士が1人やから3人ですね、1対3やから。2人の保育士になったら6人受け入れられるということにもなりますので、やはりゼロ歳児の保育のところにも、もう少し保育士を配置していっていくためにも充実していただきたいと思います。

4点目の質問をさせていただきます。

希望する園に入園できない。根本的には保育所が不足している状況だと思います。希望する園に入所できるように、また待機児童をなくすために公立の保育所の建設が必要と考えますが、計画をお示してください。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） すみません。4点目のご質問にお答えさせていただく前に、先ほど3

点目の質問の答弁の中で、私は保育士と看護師をちょっと間違っただけで表現いたしましたので、正しくは保育士でございますので、よろしくお願ひいたします。訂正させていただきます。

それでは4点目、公立保育園の建設の計画についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

本年3月に策定しました第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画におきまして、令和11年度までに保育定員を80人増加することとしているところでございます。現在、この計画の具現化につきまして、幼稚園の認定こども園化によります保育の受皿確保なども視野に検討を進めているところでございます。具体的には検討案がまとまり次第、市議会議員の皆様にもご説明させていただきたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） プラス80人の増加ということで、幼稚園からこども園、これ野洲幼稚園のことですね。野洲幼稚園からこども園にしていくということの話だと思うんですが、来年、あの幼稚園そのものをこども園という形に変えていくというふうな、今、話なんでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） ただいまの再質問にお答えいたします。

幼稚園につきましては、定員に対しまして、入園児さんが大変、今、少ない状況にございます。そういったことも含めまして、全ての幼稚園におきまして、今後の幼稚園のあり方というのを検討させていただいているところでございます。こども園化というのも視野に入れまして、今、担当課のほうで検討のほうを進めているところでございますので、検討案がまとまり次第、議員のほうにはお伝えさせていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 以前、篠原保育園と幼稚園の合体でこども園という形で、しのはらこども園という形になったと思うんです。あのときはかなり反対の意見もあったというふうな中でなかなかすっとはいかなかったと思うんですが、地域での話とか、いろんな形でどういうところ辺までどんな話になっているのか。こども園にしようと思えば、あそこゼロ歳児から、こども園はゼロ歳児からですからね。そうすると、ゼロ歳児から受け入れられるような園舎の造りではないと思うんです。ゼロ歳、当然、シャワー室とかちっちゃな、座る便器にしても、3歳児の便器と2歳児の便器というのは大分違う部分もありま

すし、改修も必要だと思いますし、いろんな面で、即幼稚園が長時部と短時部という形で、小さな子どもたちも受け入れられるような状況にするにはもう少しいろんな検討材料が必要なのではないのでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） 野並議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、現状の幼稚園の状況で、ゼロ歳児から2歳未満児さんを受け入れるのは施設的には難しい状況でございます。ただこども園化することには当たりましては、必ずゼロ歳児から受け入れなければならないということではなく、当初3歳児から5歳児さんを受入れして、施設改修した後にゼロ歳児さんも受け入れるといった手法もございますので、そういったことも含めまして、今、検討のほうをさせていただいております。もちろん、地元の方ですとか保護者の方にも十分ご意見のほうは伺った上で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） こども園は3歳からという形を取られる。行く行くはゼロ歳から。その行く行くのところにおいては、この南口開発の部分も絡んでいる、そういう経過の話なんでしょうか。あの現場のところというふうな話なんでしょうか。

○議長（津村俊二） 北田健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（北田一栄） それでは、野並議員のただいまの再質問にお答えいたします。

野洲幼稚園のみならず、各幼稚園全て、今、子どもさんたちがかなり少ない状況になっているというのが現状でございます。どこの園に関しましても、今後の幼稚園のあり方というのは検討していく必要があるというふうに認識しております。先ほど申し上げました3歳からこども園化するというのも1つの手法でございますので、そういったところを含めまして、ただいま検討のほうをさせていただいておりますので、検討案がまとまりましたら、お示しのほうをしたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） ちょっともう時間もなくなってきたので、また引き続き質問

させていただきます。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） すみません。先ほど野並議員のほうからご質問いただいた件なんですけれども、職場体験というのは中学校2年生で行っているんですけれども、3中学校合わせまして、幼稚園、それから保育園に79人が職場体験に行っております。また、中学校3年生では家庭科で保育実習というのがありますので、何らかの形でもって、保育に関わっての実習というふうなことを経験しておるということでございます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 第2点目の学校給食の無償化についてを質問いたします。

学校給食の無償化については、県下自治体の中で子育て応援ために行っているところが増えてきています。何らかの無償化を行っている自治体が11自治体あります。

共産党議員団として、小菅康子元市議が令和4年11月、令和5年6月に質問しています。憲法26条で義務教育は無償と定めており、給食も食育教育として位置づけがされるべきと無償化の発言をしています。そのときの答弁で、幼稚園、こども園、小中学校で2億2,000万円の財源が必要であり、財政的な問題を解決しなければならないと考えていると言われていました。

しかし、県下の自治体では、例えば高島市では、財源は国からの交付金、また一般財源、そしてふるさと納税で、小中学校で実施されています。長浜市では小学校のみの実施となっています。どの自治体もあっちこっちからかき集めてという状況ですが、国の原油価格・物価高騰対策の交付金を使いながら実施されています。

高市早苗首相が10月の所信表明で、来年4月から小学校の給食無償化を行うと発言しました。どのような内容か不明ですが、野洲市としても、来年4月から実施できるように準備が必要ではないでしょうか。また、中学校においても野洲市で実施する必要があります。答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問、学校給食の無償化につきましての質問に対する答弁であります。早急に実施すべきでないかということでございますが、答弁させていただきます。

野洲市におきましても、令和6年4月1日より給食負担金を改定しております。議員ご指摘のとおり、物価高騰への対応といたしまして、令和6年度及び7年度におきまして、

国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、中学生には600円、小学生には400円、幼稚園、こども園の園児には400円の保護者負担軽減を実施しております。一方、給食の無償化に関しましては、先ほど荒川議員のほうにもお答えさせていただきましたが、実施に際しましては、現段階で課題が多くあると認識しております。

引き続き国の動向を注視しつつ、給食を安全かつ適切に児童生徒に提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 昨日の新聞で、国が半額、あとは市町村、県も含めて、2分の1、2分の1というふうなことが検討されているというふうなことが言われている、検討されているという。だから、そうすると地方自治体で負担が出てきますね。野洲で2億2,000万円、半分で1億1,000万円。県が半分持つとしたら、50,000、6,000万円ぐらいの財源が必要だというふうに思うんですけども、そういうふうな形になってきた場合に、先ほど言いましたように、長浜にしても、高島にしても、本当にあっちからこっちから財源を集めてきて、やっぱり無償化をするという前提で物事が進んでいる。財源がないからできないのではないですね。やるということを前提に集めてくるというこのスタンスだと思うんです。

今、課題が多くあるというふうにおっしゃいましたけども、無償化そのものを進んだほうがいいという、無償化がいいと思っておられるのかどうか、まずその点をお尋ねしたいと思います。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、再質問にお答えいたします。

無償化につきましても、これはあくまで教育行政の一環でありまして、その教育に対してのどの部分にお金を使うのかということだと思っています。今、挙げていただきました長浜市さん、高島市さんは給食というものに重きを置いて、子どもたちに教育を施していること、このような判断がされたというふうに思っております。野洲市においても同じように判断するかというものはまた別でありまして、どこにお金を使っていくのかということとは、もう少し議論も要ると思います。

先日、東郷議員の質問にもありましたが、教育環境が非常に劣悪であると、これは緊急を要する、こういった議論もあった中で、それを差し置いて、給食のほうに全てかき集めて税金を投入していくのか、これもまた大きな課題、議論があるところだと思っています。

そういったことも考えながら、この給食の無償化については、まずは今、国のほうでしっかりとした制度設計が示されていない中での議論としては、まずそこを考えていく必要があるのではないかと考えています。

保護者の観点で言いますと、それは軽減されたほうが良いとは思いますが、ただ私たちはそこだけではなくて、教育の観点もしっかりと見て、どこにお金を使っていくのが子どもたちの将来にとっていいのか、この議論は十分にされるべきであるというふうに考えております。

○議長（津村俊二） この際申し上げます。報道関係者が来られていますので、その方に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

野並議員。

○13番（野並享子議員） 今おっしゃったどこにお金を使っていくか、子どもの将来のためにということをおっしゃいました。けど、野洲に引っ越しをするときに、やっぱり住みやすいまちなのかどうかという時点において、周りが無償化が行われているという、近江八幡がもう来年からされるというふうな、そういう近隣のまちが無償化に進んでいっている中で野洲だけ、どういう形で、無償化ではなくて、他にやっているんですよというふうな形ではちょっと野洲市を選んでいただくようなことにならないのではないかと。やっぱり、子育てをすごく頑張っている、そういう負担も軽減してもらえる、そういうまちを選ばれるというところではないかと思うんですが、その観点はありますでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） お答えいたします。

確かに給食費が他市と比べられるというところはあると思っております。全く無視していかというと、なかなかそこは無視し切れない部分もあるかと思っております。年間で2億円、10年で20億円、20年で40億円のお金をどこに使ったことが、子どもたちにいいのかどうかというところもしっかりと考えなければならないと思っております。今回は国のほうの新しい動きもありますので、そこも見据えながら、どういうふうにやっていくのかということはしっかり考えたいというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 中学校の無償化のことも言ったんですけど、それ全く答弁はなかったように思うんですが、もう既に草津市、湖南市では中学校の無償化がされていますね。来年、近江八幡でも小中でされていっているというふうなところですので、もう既

に差が出てきているというふうに思いますので、ぜひそういうことも含めて、きちっとした検討をしていただけますように申し添えておきます。

次、3点目に行きます。

国保税の引き下げと国保制度の抜本的な改革について質問をいたします。

1月2日の滋賀民報で、国保税の滞納状況などが掲載されておりました。全県で9.54%の滞納率、10割負担は443世帯です。1割近い世帯が滞納という状況です。その一覧表を見て思ったのは、窓口10割負担の世帯数がゼロという自治体が7自治体ありました。草津では8.86%の滞納比率ですが、10割負担はゼロということで、担当課に聞きました。全員に資格証明証が送られており、草津市では滞納者が8.86%あっても全員に保険証が渡っているということです。野洲市では541世帯、8.41%の滞納で、10割負担の世帯は47世帯です。

このような現状を見て、質問をいたします。

第1点目、いろいろな税金があると思いますが、1割近い世帯が滞納というのは異常な税ではないでしょうか。要は、負担能力以上の税になっているのではないのでしょうか。住民税の滞納世帯率は何%なのでしょう。固定資産税の滞納世帯率は何%でしょうか。給食費の滞納世帯率は何%でしょうか。所得240万円の40歳代の夫婦、小学生2人の4人家族でいくらの国保税で負担割合はいくらか、お尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、野並議員の国保税の負担割合ということで、1点目のご質問にお答えいたします。

住民税、固定資産税、給食費の滞納世帯率についてのご質問ですけれども、いずれも世帯を単位として滞納率を出すというのは集計上困難でございます。このため、納税義務者数に対する滞納者数の割合としてお答えいたしますと、令和6年度で住民税は1.53%、固定資産税は1.14%でございます。給食費につきまして、納付すべき額に対する未収額の割合、いわゆる未収納率となりますけれども、令和6年度で0.77%となります。

次に、所得240万円で40歳代の夫婦と小学生2人の4人家族世帯を想定した国保税額と負担割合でございますけれども、国民健康保険は世帯構成などの諸条件によって税額が変動いたします。仮に所得がある方を1人とした場合に税額は約41万7,000円、所得比といたしまして約17%となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 2点目の質問をいたします。

社会保険計算のシミュレーションで試算をいたしました。標準報酬月額20万円、年収240万円、この部分を映してもらえますでしょうか。もっとアップで。もっとアップになりませんか。画面いっぱいぐらいに。数字が見えるぐらい。皆さん、見えますか。見えるでしょうか。

上の段が国保税です。国保税でいきますと、先ほど言いました240万円の所得、40歳代で小学生2人でいくと41万7,312円というのが国保税。国保税のこの方は、社会保障としては国民年金も払わなくてはなりませんので、国民年金で夫婦2人で42万240円ということになります。社会保険の場合は、厚生年金と健康保険と雇用保険、これがあります。家族が4人になろうと1人であろうと、保険料は全然変わりません。ですから、合計額として35万2,400円ということで、所得に占める割合が、国保の場合が17.4%、この年金も含めますね。これ社会保険の場合は、所得に占める割合が14.68%なんです。もうこのところとこのところを足すと、この合計と国保の、国民年金とを足すと83万7,552円で、これだけで34.9%になるんです。厚生年金、社会保険の人はこれだけです。それが国保の人が34.9%というようなことで、社会保険の人の2倍ぐらいの負担というふうになります。国保の制度そのものについて、抜本的な改革が必要ではないかということをお尋ねをいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） それでは、2つ目のご質問、国民健康保険制度の抜本的改革についての見解ということでございます。

国民健康保険制度は、加入者の高齢化や所得水準の影響を受けやすいなど、構造上の脆弱性もありまして、公費負担の引き上げなど、より積極的な対策を求める声があることは認識しております。しかし、制度改革は国民健康保険にとどまらず、社会保障制度全体の枠組みの中で、さらには他の制度や財政への影響も見据えて、総合的かつ慎重に議論すべきものと考えております。

今後は国での議論の中で、全ての世代を通じて納得が得られる持続可能な社会保障制度のための改革が進展していくものと期待しているところでありまして、本市としましても、この国の動向を注視し、制度改革が着実に進むよう、必要に応じまして県を通じまして国に要望していくとともに、国保運営の主体であります県とは連携を密にいたしまして、地

域の実情に合った取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 再質問を行います。

そういう答弁をもう何10年も前から私はずっと聞いてきました。県と一緒に国に求めていく。抜本的な改革を本当にしていかないと、大変な事態になっていっているというのが見てお分かりのとおりだと思います。当初、江戸時代は四公六民だった。それが享保の改革で五公五民になった。そのときに農民一揆とか、農業をされている人がもう逃げていくというような状況だったんです。けども、本当に今現在、市県民税で10%ですね。消費税で10%。そうすると、合わせてこの34.9じゃなくて、54.9、5割を超えているんですよ、負担能力がね。ということは、江戸時代の享保改革の五公五民を超えているというのが現在置かれている現状ではないかというふうに思います。

ですから、本当に国が2分の1負担をする。国保制度は1961年に国民皆保険として実施されました。そのときには、農林水産の人たち、商工業者の方々、全てが健康保険に入るということで実施されたとき、国は2分の1負担をしたんですよ。財源としてこの2分の1負担をしたというのは当然必要な状況だったと思います。社会保険は2分の1企業が負担していますからね。その分を国が負担するというのは当たり前だと思うんです。2分の1負担すると41万8,776円になるんです。ですから、ほぼ社会保険並みぐらいの負担でいけるというふうに思うんです。だから、必然として国に県と一緒に言うていくわという、そんな程度じゃないんですよ。江戸時代の享保の改革ぐらいになってしまっている。それ以上になっているぐらいのものを持っていないとちょっと迫っていけないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 再質問にお答えいたします。

大変ご主張は、感情的にはよく分かりますが、これは非常に大きな制度の提案でございまして、市としましては、やはり県とともに地方の声という形で、正規のルートでこれを届けていくしかないのかなと思っております。

一方で、日本共産党さんは国政政党であります。ぜひともこれ国政の場で議論をされますように地方のほうからも声を上げていただければというふうに思っております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 当然言っております。財源はある。軍事費を削って、社会保障

に回せと言っております。ちゃんと財源も明らかにしながら、国に求めていっておりますがね。けども、3点目の国庫補助を増やすべきとして、市として行動をどういうふうにされているのか。もうずっと通り一遍で、県を通じて国にというふうなことですけれども、湖南4市ででもこういう実態を何とかしようやないかということで、市長として行動をされているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 市長。

○市長（櫻本直樹） 湖南4市だけで要望しているということは確かにないと思います。しかるべき対応をしっかりと県内市町統一で、県とともにやっていくことが、より湖南4市だけでやるよりも、より大きな声になるというふうに思っているところであります。これ以上はこの場で議論をしてもなかなか進まないというふうに思いますので、ぜひ国政の場で議論されるべきことではないかというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） もう38秒ですので、4点目の質問として、10割給付の人が申出があれば3割にできるということが通知されていると思います。その申出じゃなくて、そういう方々に3割でいいよということを事前に伝える、そういうことが必要であるかと思いますが、答弁を求めます。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 4点目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の厚生労働省通知でございますけれども、現在市で運用しております国民健康保険の特別療養費制度について、個別事情への配慮でございますとか納付相談の確保、厳正な収納対策などが改めて周知されたものでございます。特別療養費対象世帯へのアナウンスというご質問でございますけれども、既に現在この通知に沿った対応を適切に実施しているところでございまして、対象者が真摯に対応いただければ、特別療養費の対象とはしていないところでございます。特別療養費の対象となるのは、連絡が取れない世帯に限られておりまして、仮に10割負担で受診していただいた場合でも、領収書などを持参して申請いただければ保険診療分の7割が市から返還されるという制度になってございます。

本通知は、必要な医療を受ける機会の確保、これを目的にしているものでございまして、負担軽減が目的となっているものではございません。本通知の趣旨を踏まえ、引き続き滞納解消に向けての納付相談を継続し、収納率の確保と医療の確保の両立に努めてまいりた

いと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 野並議員。

○13番（野並享子議員） 野洲では47世帯に10割のこれが送られているということですね。草津ではゼロということですので、もう少し、滞納されているのはそうでしょうが、連絡を取れない人にも送る、こういうことになっている。

○議長（津村俊二） 野並議員、時間です。

○13番（野並享子議員） 3割だよということをお知らせいただきたいと思います。

○議長（津村俊二） 次に、通告第16号、第3番、木下伸一議員。

○3番（木下伸一議員） 第3番、公明党の木下伸一でございます。

今回で17回目の一般質問をさせていただきます。この4年間も一般質問をさせていただくことに感謝を申し上げ、また肩の力を抜いて頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、1点目に入ります。校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）について。

令和5年3月末に、文部科学省は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）を発表いたしました。こちらの議会でも何度か取り上げられているところでございます。不登校対策は、義務教育期の切実な課題となっております。このCOCOLOプランで提案されていることの中に、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム、SSR）がございます。自分の学級に入りづらい児童生徒については、学校内に、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習、生活できる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されると考えられております。このため、各学校において、支援スタッフ等の活用や学校ボランティア等の協力も得つつ、空き教室や空いているスペースを利用する等して、こうした機能を有する校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）等を設置することが望まれるとされております。

その後、各自治体で検討の整備が進み、滋賀県におきましても令和6年3月に「しがの学びと居場所の保障プラン～安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援～」が発表され、不登校の状態にある児童生徒のうち外出できる児童生徒への支援策として校内教育支援センター（SSR）の活用が位置づけられており、支援に当たり重視する視点

の1つとして学校をみんなが安心して学べる場所にすることが示されております。

文部科学省によると、愛媛県では、SSRの設置によって約53%の不登校生徒の状態が改善され、新規不登校生徒数の割合が大幅に下がったという実績もございます。

野洲市の小中学校においてもSSRの設置が進み、9校中、2小学校以外は設置されているとお聞きしました。

今年の3月に野洲市における子ども食堂の支援についてを質問しました。その中で、子ども食堂以外の子どもの居場所づくりの取り組みについて質問をさせていただきました。そこで、健康福祉部長からの答弁におきまして、本市における子ども居場所づくりの取り組みで、就学前の子どもを対象とした子育て支援センターでの交流事業、小学生を対象とした学童保育事業、いわゆるこどもの家の運営、地域の中での子どもの居場所づくりとして、各学区のコミュニティセンターを拠点に、放課後子ども教室事業での料理や工作、スポーツなど、様々な体験の場を提供、市民団体等の活動による子育てサークル、社会福祉協議会が中心となる地域の居場所づくり、学習支援事業でありますY a S c h o o lなどを挙げていただきました。

この地域の中の子ども居場所づくりにおきましては、先月、11月23日にコミセンみかみで開催をされました悠紀まつりがございました。そこには市長、それから教育長、それから市民部長、そして我々三上学区の議員も来賓として参加させていただきました。そして、式典終了後に、コミセンの館長さんのほうから、「子どもたちがたてたお抹茶があるので、ぜひ飲んでいってください」とお話をいただきました。これは楽しいクラブ活動のコミセンみかみの茶道部の子どもたちがお茶を入れていただきました。様子を見てみると本当に緊張もしながらも、一生懸命その説明を我々にしていただいて、本当に私は心が打たれました。こういうのが本当に居場所づくりになって、子どもたちも本当にいい経験、思い出になったかと私は思います。子どもにとって子ども食堂を含めて、様々な居場所があることはとても重要でありがたいことだと思っております。

また、今年6月には、1人1台端末を活用した児童生徒のケアについて、健康観察や教育相談、不登校対策のオンライン授業を質問いたしました。オンライン授業は不登校児童生徒への学習保障という視点ではございますが、今回は学習保障という視点ではなく、SSRは学校における子どもの居場所となることを目指していると理解をしております。

そこで、1つ目の質問に入ります。

SSRが設置された学校における効果をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、木下議員のまず1つ目の質問についてお答えをさせていただきます。

SSRでは、登校や教室復帰といった結果のみを目的とせず、子どもの社会的自立を見据え、自己決定できるよう支援のスタンスや関わり方について、チーム学校として支援しているところです。実際にSSRを利用している子どもからは、「学校内での居場所の選択肢が増え、登校できる日が増えた」、「SSRでは、自分のペースで勉強できるのでうれしい」といった声が上がっています。今年度は滋賀県総合教育センターのプロジェクト研究のモデル校として市内2校が協力をし、効果的な運用のあり方について研究を進めているところです。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、教育長のほうからお話をいただきました。SSRはもちろん小学校、それから中学校にも配置されているということになるんですけども、実際にSSRを利用されている児童またはその生徒数というのは、もしお分かりであれば教えてくださいませんか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 実際には子どもたちが、例えば一日ずっといるというものもありますし、それから時間的に限られた時間だけを利用する、今もちょっと申しましたけれども、この時間については教室へ行きますよと、でもこの時間についてはSSRでという子もいますので、なかなかその数というものを把握するのが難しいんですけども、学校によったら、10人ぐらいの数がSSRに行っているかなという認識を持っています。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、2番目の質問に移ります。

SSRが設置された学校におきまして、運用面や設備面等の課題をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、2点目のご質問についてお答えをします。

運用面では、SSRを利用している子どもの背景が多様であり、それぞれに個別の対応が必要となる状況も多いことから、SSR担当者の負担が増大しているという点が挙げられます。

設備面では、空き教室の少ない学校において、会議室などを併用せざるを得ない状況が

あることや、設置場所や部屋の形状がSSR用に設置していないことから、子どもによっては安心して学べる場所となりにくい状態があるということが挙げられます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今のおりの質問をさせていただきまして、先日なんですけれども、モデル校の野洲小学校のほうにちょっと貴重なお時間をいただきまして、SSRを見学、またその検討される設備、課題等もいろいろお話を聞かせていただきました。大体40分ぐらい、校長先生、それと担当する教員の先生からお話を聞かせていただきました。

ここでまた質問になるんですけれども、このSSRにおきまして、例えば支援員さんや教職員さんの方が中心になるかと思うんですが、教職員もしくはその支援員さんが不在になるという時間帯というのはございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今のご質問についてお答えさせていただきます。

基本的には、やはりSSRに来る子どもたちの対応となりますので、本来的には不在となるような時間はつくらないというふうにどこの学校でも考えているというふうに思っています。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、支援員さんの話を少し話題に触れさせていただいたんですけれども、例えば野洲小学校であれば、支援員の方がお一人ついておられていることを聞きました。この支援員さんという方の勤務体制というのが、もし分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今のことなんですけれども、例えばそのSSR自体に子どもがいないというような時間もあったり、それからもちろん複数名いるというような時間もあったりするわけなんですけれども、大体1週間について30時間というのがこのSSRで支援員さんが働いていただいているというふうな時間になろうかと思います。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、1週間に約30時間ということでお話を聞かせいただきました。もちろん職員、学校の教員の先生もSSRに行かれることがあると思うんですけれども、いろんな現状から考えると、なかなか1限目から6限目まで授業がフルに詰まっている状態で、どうしても支援員さんに頼る時間帯というのが増えていくかと思うんですけ

れども、例えばなんですが、その支援員さんの時間を、1週間に今30時間ということをお話いただきましたが、それをもう少し増やす、例えば35時間、40時間という、そういうお考えは検討されることがございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 時間数的にはこれで十分だということではないんですけれども、どこの学校もいろいろとこの状況も違うということがございますので、今、平均してといえますか、基本的に30時間ぐらいの時間数でお仕事をさせていただいてというふうなことを現状況においては考えております。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 私のところの子どもも三上小学校でお世話になって、今、もう成人したんですけれども、1年から6年生までずっと同じ1クラスということ、本当に小さな学校ではありますが、逆に言えば、先生からいろんな生徒児童さんに目が行き届くということがあると思います。また、その半々、逆に言えば、例えば北野小学校とか野洲小学校、人数の多いところというのは、なかなかそういうところが難しいかと思っておりますので、またこれも検討いただければと思います。

では、問3に移ります。

S S Rが設置されていない小学校における今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） では、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

現在、本市では国や県の補助金を活用するとともに、県のS S Rに関する研究事業にも参加し、その成果を市内全ての小中学校に広めることで、各校のS S Rや不登校児童生徒の支援を図っているところです。今後も市内各校における支援のニーズを十分に聞き取り、S S Rをはじめとした不登校児童生徒への支援全般を充実させ、子どもたちが安心して学びを継続できる場を整えることで、子どもたちの社会的自立を促せるよう努めてまいります。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） S S Rが設置されていない学校というのは、先ほども申し上げましたように、三上小学校と篠原小学校ということで、理由としましては、先ほど申し上げたとおり、児童さんの数が少ないので、ある程度、教員の方が子どもたちの状況、健康状態も含め、把握できるかなと思っております。

今年6月には1人1台端末を活用した児童生徒のケアについて質問をさせていただきました。不登校対策や自殺対策に関する質問をさせてもらう中で、教育長より、「教職員は日々の業務に加え、常に緊張感を持って対応しており、高ストレス状態とも言え、教職員の負担軽減やメンタルヘルスケアの充実など、対応する人へのケアも重要と考えております」とご答弁をいただいたと思います。SSRが新しく設置されたことで、様々な状況にある子どもの対応が可能になる一方で、教職員の負担につきましては、慎重に検討が必要ではないかと考えます。

日本の小中学校の教員の仕事時間は国際比較では最長となっております。経済協力開発機構、いわゆるOECDなりますけれども、これは今年の10月に公表された調査結果で、これを機に教員の長時間労働勤務、長時間勤務が再び注目をされております。政府も、教員の業務量管理や健康確保を進めるべく、教育委員会に今年度中に計画策定を求めており、各地で具体化が求められております。

OECD調査では、常勤教員の1週間の仕事時間は、小中学校ともに国際平均を10時間以上上回っております。時間外在校等時間が月45時間超えの教員の割合は、小学校で24.8%、中学校で42.5%となっております。月45時間というのは、労働基準法で時間を延長して労働させることができる限度の時間数になります。民間企業の状況と比べると、過労死ラインを超えるような働き方の人は、学校教育に突出して多い現状がございます。先ほども申し上げましたように、学校では毎日1時間目から6時間目、ほぼ授業に出続けている状態です。それに加え、給食や清掃、また授業以外の時間も教員にとっては指導の時間で、休憩する時間すら取れない。まさしくワンオペ状態になっていると思います。政府は、時間外在校等時間を平均で月30時間程度削減することを目標にしていると発表されました。月45時間を超えると健康リスクが高まるとの知見もございます。

そこで、4つ目の質問に移ります。

教職員の長時間労働やストレスなどの負担について、野洲市における現状をお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

平成31年3月に、学校における働き方改革の取り組み方針を定め、その当時の状況は、時間外在校等時間の状況は月平均53.1時間、月45時間を上回る割合は40.6%、月80時間を上回る割合は16.6%でした。それが令和6年度は、時間外在校等時間は月

平均37.6時間、月45時間を上回る割合は36.5%、月80時間を上回る割合は6.2%となっています。年々減少傾向にあります。

毎年行っているストレスチェックの結果は、総合健康リスクの値が、令和4年度が98、令和5年度が97、令和6年度が92、令和7年度が90となっています。総合健康リスクの数値は100を基準値として、この基準値より高いとリスクが高く、低いとリスクが低くなりますので、年々リスクは低下傾向にあります。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、教育長のほうから詳細な時間を今お話しいただきました。

今度、質問になるんですけれども、野洲市のサービス残業という言葉が変わりますけれども、私ごとで大変恐縮にはなるんですが、30年以上前になる話になりますけれども、関東のある空港のターミナルビルができたときに、テナントで私はある外食産業の店長として、従事させていただいておりました。もう大昔の話になりますけれども、そのときはもう当たり前のようにタイムカードをまず出勤、その営業時間が7時からオープンになりまして、ラストオーダーが21時になりますので、単純に考えると14時間になるんですけれども。まず、そのときは店長もさせていただいておりましたので、タイムカードをまず押します。私はちょうどそこの近所の寮から職場まで通っておりましたので、1時間前に入るということで大体6時から、6時に準備、レジのオープンなどの準備をして、それから1か月間ほどオープン期間中はできるだけやっぱり社員さんを休ませてあげないといけないので、私自身は1か月休みなし。今、こんなことを言うと、カミングアウトというか、ブラック企業になってしまうんですけれども、やっぱりそういう労働時間。それが、でも昔は当たり前ということではないんですけれども、そんな状況となっておりました。

なぜこんな話をしたかという、今、先生方というのは、先ほどの繰り返しになりますが、1時間目から6時間目までほぼ授業が詰まっております。空きもあるかもしれませんが、ちょっと私の知り合いの先生に話を聞かせていただきますと、もう授業が全部詰まっている。当然移動時間もある。そうなるトイレに行きたいけど、トイレにも行く時間もない。その状況で、やっぱりやっている。じゃ、「なぜそこまで頑張られはるんですか」と質問させてもらったところ、「やっぱり、私は子どもが好きなんだ。それで、やっぱりその使命感と責任感でやらせてもうてる」。本当に頭が下がる思いでいっぱいでした。もちろんその方、これが全てとは限りませんが、今、そういう現場が至るところにあるかと思います。

中には、やっぱり心を、精神的に病まれて、休まれる方もおられますし、そういう、もう

ひどい場合になると自殺とか、そういう状況に及ぼす場合もあると思いますので、ここはぜひ本当に改善の余地が多々あると思いますので、またご検討いただきたいと思います。

では、問5の質問に入ります。

教職員の負担軽減について、野洲市の取り組みをお伺いします。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） それでは、5点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

教職員の負担軽減について、野洲市が現在行っている取り組みの一部を紹介しますと、例えば、各校に配置されているスクールサポートスタッフは、プリントの印刷や冊子作りなど、事務的な仕事をサポートしていただいています。学校司書1名と図書館より1名併任していただいている職員については、授業に関する資料収集や図書室の環境改善にご尽力していただいています。また、スクールロイヤーにも相談できるようになり、より複雑化する問題に対して、弁護士にアドバイスをいただいています。このような取り組みは、文部科学省が示した学校と教師の業務の3分類に基づいたもので、これまでも野洲市として様々な取り組みを進めてきました。さらに、来年度に向けて野洲市業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、より一層、教職員の負担軽減に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、教育長からスクールサポートスタッフさんとかスクールロイヤーも配置しているということで、少しでも今、教職員さんの負担を軽減するという意味で、今、この2つの仕事、職種の方が入っていると思うんですけども、今後、例えばこのスクールサポートスタッフさんというのは、どこの例でもいいんですけども、大体小学校、中学校には何人ぐらい配置されているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今のご質問についてお答えをさせていただきます。

各校1人はスクールサポートスタッフというのがおります。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、もちろん、さっきのまた残業のことになるんですけども、今、基本、公立学校の教員の方というのは原則として残業手当がつかないということを知っております。その教職調整額というのを給与月額額の4%を支給されているということで、将来的には2026年、

来年からは毎年1%ずつプラスをされて、最終的には、2031年にはその給与月額の10%にされる予定と伺っております。もちろん、生きていくためにはお金は大事なんですけども、やっぱりお金ももちろん大事ですが、その教員さんの本当にメンタルケア、今、教育長のほうからもメンタルチェック、ストレスチェックでしたっけ、とおっしゃっていましたが、そこにも重点を置いていかないと、本当に、サービス残業と言うと、言葉が悪いかもしれませんが、そういう状況で、残業は基本つかないということを聞いておりますので、今後何かそこに対して具体的な何か方向とかそういうのもございましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 北脇教育長。

○教育長（北脇泰久） 今ほどご質問いただいたこと、それから先ほど議員のほうから、例えばというようなことでお話もいただいたこと、本当に本市の教職員にとっても身に詰まるような部分が大変たくさんございます。今後はということなんですけれども、先ほど少し申させていただいたんですけれども、業務量管理・健康管理措置実施計画というものを策定するんですが、この中におきましては、大きくは学校と教師の業務の3分類というのがございます。それは何かといいますと、1つは学校以外が行うべき業務、それから2つ目に教師以外が積極的に参画すべき業務、そして3つ目には教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務というのがございます。それぞれにあるわけなんですけれども、そういったものについて、それぞれ各学校のほうで、これは本来的に教員がするべきものであるのか、あるいは学校の教員以外がするべきものであるのかというようなところを整理して物を考えていく必要があるだろうというふうにも思っています。

日々、スクールガードさんには子どもたちの見守りといったこともしていただいていますけれども、こういったことが大いにある分、先生にとっての負担軽減というふうなところにもなっているかなというふうにも思いますので、こういったことを改めてもう一度整理をしていく中において、それぞれの先生方にとっての負担軽減というものが進んでいくように努めていきたいというふうにも思っています。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、教育長から、学校の教員の先生以外の方の協力も必要ということでお話をいただいております。本当に、例えばその地域の方、もう少し具体的に言いますと、自治会になると思うんですけれども、議員の中でもスクールガードをされている方もおられますし、やっ

ばりできること、もちろん先生方も本当にもう目いっぱいの状況で、あれもこれもの状況でやっておられるので、少しでもその地域の方が、もちろん、なかなか体調が悪い方にはそういうことをお願いするのは無理かもしれませんが、スクールガード等々、いろいろ地域の自治会の方にもできること、どこも高齢化で大変かもしれませんが、少しでも自分の子どもさん、またお孫さんが、やっぱり学校、中学校、小学校に通っておられるので、そういう形で少しでもまた地域、自治会の方もこの運営に協力をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、このSSRというのは子どもの居場所づくり、先ほど山本議員のほうからもこの居場所づくりのご質問がありましたけれども、子どもが安心して過ごせる場所が確保できて、助かっているとの現場の声もこの前の小学校のお話から聞かせいただきました。効果のある取り組みを進めるとともに、その現場で働く教職員の先生方の負担にならないような取り組みも同時に併せて進むことを期待して、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（津村俊二） 暫時休憩します。再開を午後2時45分といたします。

（午後2時26分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（津村俊二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下議員。

○3番（木下伸一議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

市民後見人制度の活用促進と成年後見人等送付先住所変更の一括手続について。

認知症高齢者の推計人数は600万人を超え、軽度認知障がいの高齢者は約400万人と推定されております。さらに、判断能力が不十分な方には、認知症高齢者に加え、精神障がい者の方が約460万人、知的障がい者の方が約110万人、合計すると全国でおよそ1,200万人に上ると推計されております。近年、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題となっており、これに伴って成年後見制度の需要も一層高まると見込まれております。成年後見制度は本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みであり、その利用拡大は地域包括ケアの推進に不可欠です。特に市民が後見人として活動をする市民後見人制度は、地域に根差した支援体制の強化に資する有効な手段であり、その活用促進が求められます。

一方で、成年後見人や被後見人は、市税、国民健康保険、障がい福祉、高齢者福祉など、

多岐にわたる手続を各窓口で個別に行う必要があり、手続の煩雑さや負担が大きい現状もございます。こうした負担は、市民後見人の担い手確保や活動継続にも影響を及ぼしかねません。行政側におきましても、これらの手続を個別に受け付けることによる事務負担は少なくないと思われまます。

そこで、これらの課題を解決する一歩として、成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みを導入することが有効であると考えます。これにより、市民後見人を含む利用者の負担軽減と行政事務の効率化の双方を実現できると考えます。

そこで1つ目の質問に移ります。

本市における成年後見制度及び市民後見人制度の直近数年間の利用者数とその今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、木下議員の1点目のご質問にお答えいたします。

まず、成年後見制度の利用者数でございますけれども、令和6年7月末時点では利用者数192人、令和7年7月末時点では利用者数ちょうど200人となっております。一方、市民後見人制度の利用者数でございますけれども、当県で市民後見人として選任されている方はおられません。

今後の見通しでございますけれども、認知症高齢者の増加が見込まれることに伴いまして、成年後見制度や市民後見人制度の利用ニーズもますます高まっていくものと見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、部長のほうから令和6年度の7月末までが192名で、令和7年7月末までが200人ということで、数字を言っていただきました。ちなみにこの2年間で約400人近い方が利用されているという形になると思うんですけれども、どういう方がここに来られるかお分かりでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えいたします。

利用者はこういった方ということのご質問かと思えますけれども、認知症、知的障がい、それから精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方々でございます。財産管理であり

ますとか身上保護、こういった法律行為を1人で行うのが困難な場合に利用していただくという制度になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） では、2問目に移ります。

成年後見人等が各種通知等送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入につきまして、野洲市ではどのような課題を認識し、また検討されているか、お伺いたします。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、木下議員の2点目のご質問にお答えいたします。

本市における各種通知等の送付先変更につきましては、送付先変更届出書という様式がございまして、これを1つの課に提出していただくだけで、送付先変更に関する情報を各課で共有して変更処理を行っているところでございまして、成年後見人の方でありますとか被後見人の方が該当する各課の窓口を全て回る必要はない仕組みとなっております。

このため、現状に関しまして、特に課題があるというふうには認識しておりません。ただし、送付先変更項目の追加等に関しましてご要望がございましたら、そこは柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、健康福祉部長のほうから送付先変更届出書というのを提出するというお話いただきました。これをもう少し、すみません、どのようにシステムになっているのかと、どういう形で、具体例ですね、ちょっとすみません、例を挙げてもらうことはできますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えいたします。

もう少し詳細に申しますと、関係課でございます税務納税課、保険年金課、介護保険課、障がい福祉課、これらの課のどこか1つの課に送付先変更申出書を提出していただきますと、その都度、関係課分を複写コピーして共有しまして、各関係課でそれぞれ入力するという処理方法となっております。各課で利用しているシステムが異なっているということもございまして、アナログ的ではございますけれども、現時点ではこれが最も効率的なやり方でございます。成年後見人の方でございますとか被後見人の方にもご負担はない

ものというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、4つの課の窓口の中で1つ出せばいいということで共有化をするというお話をいただきました。私もデジタルではなく、アナログ人間なので、デジタルが、アナログがあかんというわけじゃないんですけれども、今後、やっぱりデジタル、今、こういう時代なっておりますので、コピーしてするのも1つの手かもしれませんが、もう少しデジタル化を検討されているところ等は今ございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまのデジタル化ということでの再質問に対する答弁をさせていただきます。

今申しましたやり方というのは、ちょっとアナログ的な部分がございますして、議員今回ご提案いただいています一括登録という形ではございませんけれども、現在、自治体情報システムの標準化、共通化という国の動きがございますして、オンライン申請等を全国に普及させて、住民サービスを向上させようという取り組みが進められておりますが、担当課に確認いたしましたところ、この新システム導入後も現行の処理方法に変更はない見込みということでございます。

といいますのも、この4つの課でございますけれども、この4つの課が全て送付先を変更したいというご希望もあれば、この4つの課の、例えばどれか1つの課だけ送付先を変更してほしいというようなご希望とか様々でございますして、これをこの新しいシステムで一括登録というのはなかなか難しいところがあるということでございまして、これについては、現状の処理方法で行かしていただきたいなと思っております。

いずれにいたしましても、成年後見人の方でありますとか被後見人の方に対しましては、ご負担がないというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

ちなみに、この送付先変更を一括して登録、変更できる仕組みの導入になるんですけれども、これは滋賀県内の、19市町でございますが、大体何市町ぐらいがこれを今やっているか、数字で分かるところで結構なので、教えていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） 県内で何市町、この一括ということでされているかということですが、ちょっと今現在は把握しておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 通告にはございませんでしたので、分かる範囲でよかったので結構です。

問3につきましては、今、既に問2のところでお答えをいただいたと思いますので、省略をさせていただきます。

先日になるんですけれども、草津市にあるNPO法人成年後見センターもだまさんをちょっと訪問させていただきまして、理事長の方と面談をさせていただきました。理事長の方からは、野洲市の、例えば社会福祉協議会さんとか、それから地域包括さん、それから各課の方には大変お世話になっているというお話をいただきました。いつも本当によくしてもらっていますということでした。

そのもだまさん自体、ちょっと話ずれるかもしれないんですけども、このもだまさんというのは、湖南4市、草津、守山、栗東、野洲と、そこで一本で、もだまさんがされていることを聞いております。その中で何かお困りのこととかがございますかということを確認させていただきましたら、やはり人手が足りないということをおっしゃっていました。もちろん誰でもができる仕事では、この後見人制度の仕事は本当にあれなんですけれども、知識も要りますし、経験も要りますので、職業安定所さんのほうとか知り合いとかもいろいろお話をしているんですけれども、なかなか求人が集まらない。でも、何とか辛うじて回しているというか、運営しているということをおっしゃっていたんですけれども。何を言いたいかと申し上げますと、この後見人制度というのは、本当にとっても重要な大切な制度にもかかわらず、なかなかその認知度の低さが課題につながっているのではないかなと私は感じております。

そこでまた質問になるんですけれども、例えば認知度を上げていくために、市独自のやり方というか、市独自の周知方法、もし何かそういうのがございましたら、教えていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

今後、全国的な認知症高齢者等の増加に伴いまして、成年後見制度の利用需要が一層高まることを見込まれ、親族や専門職だけで後見人等を担うことが困難になると予想されます。こうした状況から、令和6年8月に県主催で開催されました権利擁護支援・成年後見制度利用促進市町担当者会議におきまして、市民後見人の養成でありますとか法人後見受任団体の育成に取り組む方針などが県で示されたところでございます。

しかしながら、県内の権利擁護支援センターからは、県民の権利擁護への意識がまだ十分に醸成されていないということで、まずは地域で権利擁護の理解者を増やすところから着手すべきという意見もございまして、令和6年から県内の北部、南部で各2回、権利擁護セミナーが開催されているところでございます。

市民後見人制度の利用促進に向けた本市の取り組みとしては現在ございませんけれども、まずは制度の意義とメリットについて普及啓発を図りますとともに、制度の支援体制について権利擁護センター等の関係機関でありますとか湖南圏域の4市とともに、広域的に協議を進めていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、北部と南部に年2回、そのセミナーを開催していただいているということをお聞きしました。もちろんなかなか湖南4市1つで、草津、守山、栗東、野洲の4市で、もだまさんが1つの窓口になっているということになりますので、例えば野洲市の広報とか、そういうところで取り上げるのは難しいかもしれませんが、繰り返しにはなりますが、この後見人制度というのは私も勉強不足だったんですけども、本当になかなか詳細、難しいところもあるかと思っておりますので、何か、繰り返しですけど、野洲市の中で何かしていただける、後見人制度がこんなことですよみたいなとか、例えばその広報の中の一部健康だよりの中に載せてもらえるとか、そういうことは検討されたことがございますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えいたします。

この市民後見人制度でございますけれども、現在、市として、直接は広報はやっていないんですけども、ただ、先ほど議員からご紹介がありましたもだまさんに湖南4市で委託をしております、その委託の中に、例えば相談業務でありますとか後見人さんのサポート業務でありますとか、そういった業務も入っているんですが、その中に広報業務も入

っております。もだまさんのほうで、一定、広報業務をしていただいているという関係がございます。もだまさんのほうで研修会でありますとか出前講座、こういった啓発をしていただいているという関係もございますので、この啓発手法につきましても、湖南4市、あるいはその権利擁護センター等の関係機関も含めて広域的に、場合によって県もオブザーバーとして参加いただくとか、そういった形で広域的に協議をしていきまして、権利擁護支援への理解を深めていただくために、どのような手法がより効果的であるかというところは検討を重ねていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

この後見人制度を利用するに当たって、野洲市では助成制度があるということで書いてあったんですけども、ちょっと調べたんですが、なかなかどういう内容かたどり着けなかったんです。これはもちろん経済的な理由で成年後見制度を利用する方が困難な場合という形で、誰もがということではないかとは思いますが、この助成制度、これは湖南4市では野洲市だけがしているのかというのが1点と、またこれはどのような助成制度、金額、いろいろその個人によって差はあると思いますが、例えばでいいので凡例を挙げていただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

野洲市以外で、ちょっと湖南4市で野洲と同じ取り組みをされているかどうかは、すみません、ちょっと今分かりかねますが、今、木下議員が申されましたこの助成制度でございますけれども、これは判断能力が不十分な方で、なおかつ生活保護を受けている方でありまして十分な資産をお持ちでない方、こういった方を対象に成年後見人等の報酬の全部または一部を助成しているところでございます。

個々のちょっと事例というのは、今、ちょっとケース・バイ・ケースでございまして、ちょっとここではお答えを差し控させていただきますが、参考として、令和6年度の実績を申し上げますと、全部で22件、519万8,724円の助成をさせていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 今、令和6年度が22件で519万8,724円の助成があったということになります。やっぱり、分かっておられる方は、これを見られると思うんですけども、中には、先ほどの繰り返しになって申し訳ないんですけども、せっかく利用したいと思うんだけど、その助成制度を知らない方もおられるので、またいろんな形で結構なので、また周知をしていただきたいと思うんですけども、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（津村俊二） 井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

木下議員が申されておられるとおり、市民後見人の確保というのは、やはりなかなか難しいところございまして、様々な理由があるんですけども、何分、市民後見人さんの養成に非常に時間と手間がかかるという部分ございまして、この養成をするにしても、なかなか高い専門性が求められるというところございまして、例えばこの養成講座、私もちょっと今回、内容を見させてもらったんですけども、もちろんその成年後見制度の内容そのものもありますし、あるいは高齢者、認知症、障がいに係る各施策の内容であったり、民法の知識も要りますし、介護保険、医療保険、年金、それから税務申告制度、生活保護制度と、非常に多岐にわたる内容ございまして、そういった養成をすること自体難しいという部分もさることながら、そのフォローアップ、これもなかなか難しいというところございまして、やっぱり一般の市民の方でございまして、養成講座を受けただけで直ちに、じゃ、家庭裁判所から選任されて活動ができるかというところ、なかなか難しいところがあるので、フォローアップというところも難しいというところございまして。

こういった事情がありまして、なかなか市民後見人さんが家庭裁判所からも選任される見通しというのが立っていない状況でございます。という状況ではあるんですけども、一定、実は社協さんのほうで権利擁護事業をされておられまして、その法定後見人制度のような、専門的なことをされているわけではないんですけども、例えば日常的な金銭管理の援助でありますとか、こういった部分をされているところがありまして、一定、今、市民後見人はおられないんですけども、一定受皿になっているという部分はございます。

とはいっても、木下議員がおっしゃったように、今後、やはり2040年問題、50年問題ということで、認知症の方も増えてくるということが予想されるので、啓発については、十分やっていきたいというところはあるんですが、ただ、いかんせん、野洲市だけではなくて、今まだ県内全域で選任されておられるところがないという部分でございますから、

まずは県全体で、今後の広報に向けての制度設計といいますか、そこから始めていく必要があるのかなということで、まずはそのあたりで関係者で集まって検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 木下議員。

○3番（木下伸一議員） 詳細なご説明をいただきまして、ありがとうございます。

県全体で方向性も、また制度設計をこれからやっていきたいということを今聞きましたので、またぜひいろんなお仕事で大変だと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

今回この質問をさせていただいたのは、1人でも多くの方にこの後見人制度があるということを知っていただきたいという思いも込めて、質問をさせていただきました。先ほど部長のほうから2040年問題、2050年問題ということで、この高齢者の単身所帯の推移というのは、2020年、5年前の話になりますけれども、これは13.2%だったのが、2050年、今から25年後は20.6%、要は5所帯に1所帯が高齢者の単身所帯の推移ということになります。25年後ということは、私が今58歳なので、足すと83になりますから、生きているかどうか分かりませんが、やっぱりこういう制度というのを整えていただくことが大切かなと思います。

ご存じの方もおられるかもしれませんが、今、老後一人難民という言葉、ワードが近年話題になっているそうです。というのは、老後一人難民というのは何かというと、要は頼れる家族がないまま高齢期を迎えられて、入院や介護、それから住まいの面で困っている方を言うそうです。そのような方々が困らないような制度づくりが進むように、野洲市もご尽力いただけますよう期待をいたしまして、ちょっと最後、終わりになりましたけれども、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 次に、通告第17号、第7番、山岡卓治議員。

○7番（山岡卓治議員） 第7番、未来共創、山岡卓治です。

この一般質問の最後ということで、大トリでございますが、新人ですが、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

私のほうは、大分市の大規模火災を教訓にした野洲市の火災対策についてお伺いいたします。

先日、大分市において170棟以上が延焼する大規模火災が発生し、多くの住民が避難

を余儀なくされる甚大な被害となりました。風向き、住宅密集、消防車両の進入困難といった複合要因が延焼拡大につながったとされています。野洲市でも、旧集落を中心に狭あい道路や木造住宅密集地域が存在しており、同様のリスクを抱えていると考えます。市民の生命と財産を守るため、本市の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

1つ目です。狭あい道路対策について。

本市には消防車が進入困難、あるいは転回できない狭あい道路、狭あい道路というのは建築基準法の第42条で書かれております幅員4メートル未満の道路でございますが、この狭あい道路が点在しております。大分市の火災でも消防車両の接近遅れが延焼拡大の大きな要因として報道されております。

そこでお伺いいたします。

1つ目が野洲市における狭あい道路の現状把握はどの程度進んでいるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、1点目の1番のご質問にご回答申し上げます。

火災対策に係る狭あい道路の現状把握についてということでお答えをさせていただきます。湖南広域消防局に確認をいたしましたところ、各消防署において、狭あい道路地域を含めた地理情報と消防水利の情報となる地水利調査を毎年定期的に実施されており、その調査結果が消防指令システムに反映をされております。これにより出動時には、消防車両に設置をされております地図モニターで、進入車両の進入の不可などを事前に確認することが可能となっております。今後も定期的な地水利調査による情報更新を行うとのことで、地域の情勢変化に備えていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

地理情報や水利情報が網羅された地図モニターを使っていらっしゃるということですね。

ここで質問させていただきます。この地理情報というのは、法定外道路とか里道とか私有地の道路、私道のほうですね、なども網羅されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

道路の把握ということで、具体的に所有者が私道であるとか、そういった部分まではちょっと消防には確認はできていないんですが、消防活動において必要となる進入路を探す

ための道路ということでございますので、そうした部分も含まれているのではとは想定しておるところではございます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ありがとうございます。

では、今言っていただきましたが、このような狭あい道路を減らしていくための具体的な改善計画について、2つ目の質問でお伺いいたします。

改善の優先順位をどのように定め、具体的な計画はありますか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 山岡議員の2点目のご質問でございます。

道路と住環境に関するご質問でございますので、都市建設部のほうからもお答えをさせていただきますと思います。

狭あい道路の対策でございますけれども、議員ご指摘のとおり、緊急車両の通行に支障が生じることから解消の必要性を認識させていただいているところでございます。そもそもこの狭あい道路ということでございますけれども、議員が先ほどおっしゃっていただきましたとおり、国におきましても、建築基準法第42条、おっしゃっていただいたとおりでございます、第2項に規定をされております幅員4メートル未満の道で特定行政庁が指定したもの、いわゆる2項道路と言われる道路が前提となっているもので、幅員拡幅について解消に向けた取り組みを進めていくというものでございます。この具体的な取扱いにつきましても、国交省におきましては、平成21年に狭あい道路整備等促進事業が策定をされまして、幅員が4メートル未満の道路の拡幅に向けた取り組みが推進されているところでございます。

本市におきましては、令和3年4月に野洲市狭あい道路拡幅整備促進事業を策定し、拡幅用地を市に寄附することについて道路に隣接する土地所有者が承諾していただくことなどを前提にしたものでございます。この事業につきましても、国の社会資本整備総合交付金、狭あい道路整備促進事業でございますけれども、この交付金を活用いたしまして、市内の4メートル未満の集落内の狭あいな道路、市道、里道ですけれども、建築基準法第42条2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路について、一定区間の道路幅員を4メートル以上に拡幅をするというような事業でございます。

この当該事業につきましても、令和3年度に各自治会に向けまして、事業のご説明と要望の有無をお伺いしたところでございまして、その中から安治自治会様のほうからご要望

をいただいたところでもございました。令和3年度から令和5年度にかけて、安治自治会の集落内におきまして、狭あい道路対策を実施したところでもございます。

なお、この狭あい道路整備等促進事業につきましては、国土交通省の交付金の事業期間が令和7年度までということでもございますので、8年度以降の動向を現在確認してまいりたいというふうに考えておるところでもございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

令和3年4月からのこの区画整備事業が令和7年までということでもございますね。この間に進んだ、進捗といたしまししょうか、広がったのは、道なのでどれというのは言いづらいますが、何かどれがどのくらいだったというのはお答えいただけますでしょうか。

○議長（津村俊二） 布施都市建設部長。

○都市建設部長（布施篤志） 先ほどご答弁申し上げましたとおりでもございまして、令和3年度から5年度にかけて、安治自治会の集落内の道路で拡幅整備をさせていただいたということでもございます。

なお、それ以外ですけれども、実際のところ、各自治会様のほうにご要望等があるかどうかを確認したところでも、この取り組みについてはご要望をいただいていないという状況でもございます。

なお、この制度の仕組みですけれども、自治会のほうから、一定区間の申出をいただきましたら、その申出に従いまして、市のほうで計画を認めた上で測量、境界確定をしていくというような手続、さらには土地所有者の方については、その用地をご寄附いただくという前提でもございますのと、支障物件がありましたら、所有者の方が撤去していただくということが前提になります。その上で、市が工事施工を行うということで、維持管理を行っていくというような拡幅事業でもございます。

以上、ご紹介とさせていただきます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ありがとうございます。

緊張して、安治の自治会様のやつを聞き落としました。申し訳ありませんでした。

では、3つ目の質問に移りたいと思います。

湖南広域消防との連携による危険度調査の実施状況はどうなっていますでしょうか。危

険度調査とといいますのは、ある場所、道路、施設などについて、どれぐらい危険があるかということ判断するという作業のことを危険度調査と私は申し上げましたが、このようなことを湖南広域消防と市との連携というのでされていることがありましたら、ご答弁のほうお願いいたします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

野洲市においても木造住宅密集地における道路狭あい地域等での火災が発生した場合には、急速に延焼拡大するものと認識をしておるところでございます。このようなことから、湖南広域消防局では、地域の実情に即した警防活動が行えるよう、消防局の地水利調査規程に基づき、定期的な地理や水利等の点検、調査、延焼危険性などの実態把握によるシミュレーションを行い、必要となります警防計画を策定されておるところでございます。

湖南広域消防局管内におきましては、大分市佐賀関のような強風下における延焼拡大事案が発生した場合には、消防力を全投入することで延焼拡大被害の軽減をさせる体制を構築されております。

また、令和6年度能登半島地震における大規模災害等の教訓を踏まえ、道路狭あい地域においても出動できるよう非常火災警備計画の一部を改定し、小型車両による火災や救助、救急事案等への出動する体制を既に構築をされております。

市におきましては、被害の状況に応じまして、消防団の出動要請を行うとともに、近隣住民の避難誘導などの後方支援に努めることとなる予定でございます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

2つ目の木造住宅密集のところも併せてちょっとご回答いただいたかなというふうに思っております。

私の住みます野洲自治会館周辺におきましても、昔ながらの町並みが残っておる地域で、狭あい道路というのは多く存在しております。狭あい道路の改善は、今日、明日、形が変わるものではないということは十分に理解しております。その上で将来に向けて少しずつでも前に進められるよう、市としての見通しや計画をお示ししていただきながら、取り組んでいただければありがたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

2つ目です。木造住宅密集地域の火災リスク低減についてです。

旧市街地や集落では、木造2階建て住宅が密に建ち並び、風向き次第では延焼が急速に広がる危険性があります。

そこでお伺いします。

不燃化、不燃化というのは例えば耐火構造ですとか、火に強い壁や屋根に変更するとか、そのような不燃化促進や防火水槽、消火栓の増設など、面的防災の取り組み状況はどのようになっているか、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、2点目の1番目のご質問にお答えをさせていただきます。

不燃化促進事業につきましては、火災が燃え広がらないように耐火建築物を配置して延焼の遮断を図るといったものではありませんが、本市においては、そうした取り組みは現在行ってはおりません。防火水槽や消火栓などにつきましては、市内の住宅地の住居地域をおおむね網羅する消防水利を確保しております。また、新たな建築物の開発に対しましては、野洲市開発行為等に関する指導要綱に基づきまして、開発段階から適切な消防水利の確保を指導し、計画的かつ面的な防災の確保に努めております。

市といたしましては、今後とも消防署と連携をした既存市街地における適切な維持管理と新規開発時の的確な指導を両輪として推進し、消防水利の適切な配置を通じて、市内の住宅などにおけます火災リスクの低減に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

1点、先ほどご回答申し上げる中で、能登半島地震の発生の年度ということで令和6年度に能登半島地震と申し上げましたが、正しくは令和6年でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） では、次に地区単位での防火対策の取り組みについてお伺いたします。

2つ目になります。地区単位での防火区画整備の計画や進捗状況をお聞かせください。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の防火区画整備につきましては、延焼拡大を防ぐための遮断帯などを整備する計画であるというふうに考えておりますが、当市におきましては、そうした計画はございま

せん。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

狭あい道路と同様に、面的防災におきましても、なかなかすぐに形になるものではないということは承知しておりますが、引き続き、関係部局の皆さんと連携しながら、今後は進めていただきたいというふうをお願いいたします。

次、3つ目です。自治会の高齢化に伴う自衛消防隊の実働力低下についてです。

多くの自治会で高齢化が進み、自主防災組織や自衛消防隊の出動が難しくなっていると聞きます。大規模火災の初期消火は地域の迅速な対応が極めて重要ですが、現在の世代構成では対応が困難な状況になりつつあると考えます。

そこでお伺いします。若年層の参画促進や女性、子育て世代を含めた新たな防災体制づくりに対する市の見解のほうをお伺いいたします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、ご答弁申し上げます。

市では、自主防災組織の結成を促進し、現在、全ての自治会におきまして当該組織が結成をされておるところでございます。例年、組織の育成、強化を図るため、自主防災組織リーダー研修会の開催や、自主防災組織等活動交付金により自主防災組織の活動を支援させていただいておるところでございます。

自治会員の高齢化に伴う組織の実働力低下対策といたしましては、若年層や子育て世代など、多世代がそれぞれの役割分担により、協働できる持続可能な防災体制を構築することが重要と考えております。今年度の研修会におきましても、子育て世代の方々に参加いただいております。今後も開催の際には、研修内容に工夫を加えるなど、若年層や女性、子育て世代の参加促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

若年層や女性の方、子育て世代の方が消防というと、なかなかちょっと難しいとか専門的だとか、ハードルが高いイメージをお持ちの方もいらっしゃるかと思います。そこを払拭することが、今もご答弁ありましたが、払拭するところから、若年層や女性の方、子育ての方々に参画していただく第一歩かなというふうに考えております。

私も、先日ちょっと参加させてもらったことがありまして、それは何かといいますと、

防災おにぎりというのに参加させてもらいました。これは何かといいますと、毎月17日はみんなで集まっておにぎりを作って、それを食べよう。この17日というのは、阪神・淡路大震災が起きた1月17日の17日に合わせていると。みんながおにぎりを作って、そのときに作りながら、また食べながら、防災のことをしゃべる。こういう簡単な、少しライトのところから、防災というところへ入っていただくのが大事じゃないかなというふうに私も考えておるところでございます。

気軽に防災に取り組めるような仕組みというのをぜひ検討していただきたいなというふうに考えるところでございます。そして、いろんな世代の方に関わっていただく仕組みづくりとか、そういうのも無理のない形で行うことで、地域の防災力を維持していただけますようお願いを申し上げます。

次の質問に移らせてもらいます。

2つ目ですね。地域の迅速な初期消火体制を維持するための具体的施策はありますでしょうか、お願いいたします。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、ご答弁申し上げます。

自主防災組織を中心といたしました地域住民の手による延焼防止のための初期消火活動は、重要であるというふうに考えております。迅速な初期消火体制の維持や向上のため、自主防災組織リーダー研修会におきましては、毎年、消火器具などの点検方法や具体的な消火訓練の実施方法などについて、初期消火に係る内容を学んでいただいております。

また、自主防災組織が実施をいたします、個々に自治会などで行っていただく訓練におきましては、消防署や消防団が指導に行って、初期消火に係る対応等を研修させていただいております。消防訓練や消火器点検などに対する交付金というのも交付しております、組織の活動全体を支援させていただいております。

これらの取り組みを継続して実施することで知識や経験を持った方々を育成することにより、初期消火体制の維持、向上を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ご答弁ありがとうございます。

リーダー研修で皆さんにお伝えされたことというのは、自治会のほうでそれを酌み取って何か活動されているかという、そのような報告というのは、市のほうに上がってきて

いるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

リーダー研修会につきましては、年2回開催をさせていただいております。それぞれ消火の関係もありますし、救助、救急、また災害対応ということで避難所設営、災害食、またトイレの設置といったような内容を研修いただいております。それぞれ持ち帰っていただいて広く自治会でも学んでいただけますように資料を、十分に分かりやすい資料ということで、少しページ数等、多くなるんですが、そうした資料をお渡しさせていただいております。そうした資料をまた持って帰っていただいたときに、各自治会におきまして、研修していただけるようお願いをしております。また研修できない場合におきましても、そうした資料を自治会館に置いていただき、また皆さんに見ていただくという中で学んでいただけるようお願いをさせていただいております。具体的にはこうした研修を行ったといったようなご報告は受けてはおりませんが、先ほど申し上げました自主防災組織等に関する活動交付金の中には、研修に係る支援を行っておりますので、そうしたところをご利用いただければというふうに考えております。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） ありがとうございます。

報告は受けていませんが、発信のほうはされているということで理解しました。年2回リーダー研修会のほうも行っていらっしゃるということで、その内容におきましても、私も先ほどちょっと提案させていただきましたが、いろんな世代の方も参加できるような少しライトのところも入れつつ、そして消火栓の使い方とか、外してはいけないところも入れつつということで、また内容のところも精査されてはいかかなということも感じましたので、言わせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

4つ目になります。野洲市役所本庁舎の防災訓練についてです。

消防法上、市役所庁舎で火災訓練を行う義務はありませんが、庁舎内の職員の避難行動確認や初期消火対応の習熟、災害時の初動体制を確認するため、訓練の実施は非常に重要でございます。

そこでお伺いたします。本市庁舎における防災訓練の現状をお聞かせください。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、4点目のご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたとおり、本庁舎につきましては、消防法に基づく火災訓練の義務はございませんけれども、1事業所といたしまして、消防計画を作成しています。当該計画につきましては、定期的な防災訓練を行うこととしておりますけれども、現状においては、全職員を対象とした大規模なものは行っておりませんが、施設管理者である総務課を中心に火災訓練等は実施しているというところでございます。

なお、避難経路の確認につきましては、防火管理者により定期的に行っているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） 大がかりな訓練はされていないということでございます。ただ、大がかりな訓練でなくても、短時間の避難行動の確認とか部署ごとの初動対応のシミュレーションなど、できる範囲から始めていただければ、市民にとっても大きな安心につながるかなと思います。ぜひ無理のない形で取り組みをご検討いただければと思います。

では、次の質問が、今後の計画、実施方針はどのようにお考えですかということで、これはもうあるという前提でちょっと書かせてもらったんですが、このまま質問させてもらってよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（津村俊二） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） ご質問いただきましたとおり、訓練というのは大事だと思っております。今後は、いわゆる施設管理者の訓練のみにとどまらず、市役所の消防計画に位置づける市の職員で構成された自衛消防隊も交えながら、災害が発生したときの消火活動、避難訓練、通報等による定期的な訓練については、実施していきたいと考えております。

ただ、また震災という言葉、先ほど、阪神・淡路大震災であったりとか、そうした大規模な震災も想定したということのほうが質問中であつたと思いますけれども、その場合は地域防災計画に基づく災害対策本部の指示に従って活動することになりますので、そうした点も踏まえて、どのような形で訓練をしていくのが効果的かということについては、協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） 次に移ります。

5番目です。野洲市と湖南広域消防との連携強化についてお伺いいたします。

大分市の火災では、行政と消防、地域住民の情報共有や初動判断の課題も指摘されております。野洲市においても、狭あい道路や木造密集地、水利状況などのデータを共通の危険度評価に基づき反映することが重要であると考えております。

そこでお伺いします。市、消防、自治会の三者連携の訓練というのはされているのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、ご回答させていただきます。

市は大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止などを図るため、迅速に応急対応が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制の整備に平時より努めておるところでございます。毎年開催されます滋賀県総合防災訓練では、消防機関、市消防団などが参加し、連携した訓練を実施しております。また、市の総合防災訓練におきましても、市、消防署、消防団が参加した災害対策本部訓練を通じまして、指揮命令系統の訓練を行うとともに、避難所設営訓練におきましては自治会員が参加した避難訓練を実施しております。こうした訓練については、大規模災害がもし発生した際においても有効に機能するものと考えておるところでございます。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○7番（山岡卓治議員） 非常に平時から情報共有や活動をされていることを、丁寧に取り組んでいただいているということが分かりまして、大変心強く感じるところでございます。

では、2つ目の質問に移ります。

平時における情報共有や危険度評価の活用、今後の強化策なんかはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（津村俊二） 西村市民部長。

○市民部長（西村拓巳） それでは、ご答弁申し上げます。

これまで申し上げましたとおり、市、消防署、消防団、自治会が個々に取り組む訓練及び、連携して取り組む訓練を継続して実施することによりまして、災害対応能力の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（津村俊二） 山岡議員。

○ 7 番（山岡卓治議員） ありがとうございます。

大分市で起きた大規模災害は、決して遠いまちの出来事ではなく、私たち野洲市でも起こり得る災害です。市民の生命と財産を守るため、本市の現状と対策についてお伺いをいたしました。

最後になりましたが、日頃から市民の安全を守るために尽力されている湖南広域消防の皆さん、自治会、自主防災の組織の皆様、さらに市の職員の皆様の取り組みに改めて深い敬意と感謝をお伝えいたします。

今後も皆様の活動継続をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（津村俊二） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明 1 2 日から 1 2 月 2 3 日までの 1 2 日間は、各委員会での議案審査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（津村俊二） ご異議なしと認めます。よって、明 1 2 日から 1 2 月 2 3 日までの 1 2 日間は、各委員会での議案審査のため、休会とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。

来る 1 2 月 2 4 日は、午後 1 時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午後 3 時 4 9 分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年12月11日

野洲市議会議長 津村俊二

署名議員 石川恵美

署名議員 工藤義明